

平成30年第1回板倉町議会定例会

議事日程（第2号）

平成30年3月7日（水）午前9時開議

- 日程第 1 一般質問
日程第 2 議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について
日程第 3 議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について
日程第 4 議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
日程第 5 議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○出席議員（12名）

1番	小林武雄	議員	2番	針ヶ谷稔也	議員
3番	本間清	議員	4番	亀井伝吉	議員
5番	島田麻紀	議員	6番	荒井英世	議員
7番	今村好市	議員	8番	小森谷幸雄	議員
9番	延山宗一	議員	10番	黒野一郎	議員
11番	市川初江	議員	12番	青木秀夫	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

栗原実	町長
中里重義	副町長
鈴木優	教育長
根岸一仁	総務課長
小嶋栄	企画財政課長
峯崎浩	戸籍税務課長
山口秀雄	環境水道課長
根岸光男	福祉課長
落合均	健康介護課長
橋本宏海	産業振興課長
高瀬利之	都市建設課長
多田孝	会計管理者
小野田博基	教育委員会 教育事務局長

橋 本 宏 海 農 業 委 員 会
事 務 局 長

○職務のため出席した者の職氏名

伊 藤 良 昭	事 務 局 長
川 野 辺 晴 男	庶 務 議 事 係 長
小 林 桂 樹	行 政 安 全 係 長 兼 議 会 事 務 局 書 記

開 議 (午前 9時00分)

○開議の宣告

○青木秀夫議長 おはようございます。

本日は定例会の2日目です。直ちに本日の会議を開きます。

○諸般の報告

○青木秀夫議長 まず、諸般の報告を行います。

予算決算常任委員長より委員会付託案件の審査報告書の提出がありましたので、その写しをお手元に配付しておりますので、ご了承願います。

○一般質問

○青木秀夫議長 日程第1、一般質問を行います。

通告順に従いまして質問を許可いたします。

通告1番、小森谷幸雄議員。

なお、質問の時間は60分です。

[8番 小森谷幸雄議員登壇]

○8番 小森谷幸雄議員 おはようございます。1番バッターということで、若干緊張しております。執行部の皆様におかれましては、ぜひ丁寧なご説明をいただきたいということでお願いしたいと思います。

通告順に従って質問をさせていただくわけでございますが、1、2、3とあったわけでございますけれども、小学校再編につきましては、時間が許す範囲内で後ほど質問をさせていただきたいと、かように考えております。

まず、合併について質問をさせていただきます。これは、町長が答弁されるということが非常に多くなるかと思っておりますけれども、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

まず初めに、単純な質問で恐縮でございますが、合併の目的ということで町長のご意見を簡単にいただければありがたいと思っております。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 これから先の少子高齢化も含め、基本的には人口減少がもちろん続くという流れの中で、国が過去、平成の大合併を推進した理由は、それなりに理由があったはずでありまして、それを受けて、全国的に合併がもちろんあめとむちとか、いろんな表現はありましたけれども、それぞれの自治体自分たちがより幸せになるために、あるいは一定の財源を町民、国民あるいは市民の税金をより有効的にサービスに回すというようなことも含めて、それには最大の行政改革である合併を進めるという多分国の方針はそういったことから地方に表現によれば押しつけとか、あるいはそういったいろんな表現もされましたが、過去大きく推進をされたと。

結果として、日本全体からすれば、6割、7割の自治体あるいはもしかすると一定の合併そのものに全くの利がないというところを除いては、全部が真剣にいわゆる自分たちの将来を考えた上にどうあるべきかと

いうコストの問題をより下げ、貴重な国民の皆さん、板倉にすればですよ、町民の皆さんの財源を、税金をどう有効に使うかということで、そういう意味での対応を真剣に考え、結果としては6割とか7割とか言われますが、多くの自治体が合併の道を選んだということでありまして、それはひとしくその方向性は間違っていないのだろうというふうに考えまして、私自身もずっと前から会社にしても、いろんな組合、例えば農協にしましても、あるいは農家の例えば田んぼにしても、小さい田んぼを幾つも幾つも耕作しているよりも、機械を安く使うため、1反当たりの米の収量のいわゆる原価生産費を抑えるため、より安く国民に例えば食料を供給するために、効率化、土地改良等々が進んでいるということも見れば、その方向性は大きくは違ってないというようなことから、私自身は合併を推進をすべきだというような考え方で今日、今もそれにはその方針は基本的には間違っていないだろうと思っておりますし、また過去、板倉町でアンケートを直接、間接に2回ほどとってございます。あるいはそのほかに選挙というものを通して、ごく最近でもありましたが、町民の判断はいずれにしても合併を真剣に考えたほうがよいという判断が分析的には多かったということも踏まえ、それはあくまでアンケートというのとり方とか、いろんな問題もありますが、そういう総合的な観点から、館林市あるいは邑楽郡全体等も含めてそういう議論が起こればいいなという過去の時期を失した、その後においても話があれば、真っ向からテーブルにもものらないで反対と言うよりも、しっかりとまずは話し合いをして、その結果として、当初の目的が例えば感じられないとき、あるいはそういったときにはもちろんテーブルにのったことイコールが合併をするということではないわけでありますので、ただ真剣に話し合いを進めるべきだというのが過去の私の持論が今日まで続いているものというふうに考えております。

答えになりましたか。

○8番 小森谷幸雄議員 大丈夫です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 合併の大義という、そういう観点になるであろうというふうに思っております。ただ、その中で人口減少、少子高齢化あるいは財政規律の健全化等々をうたい文句にして合併に邁進されたという経緯も否認ないというふうに思っております。今申し上げたような内容につきましては、これは別に安倍さんの答弁を引用するわけではありませんが、国難と称しております。この人口減少、少子高齢化、財政規律の健全化、なかなか国でも厄介な問題だというような答弁をされている経緯もでございます。それだけ大変なものであるという認識もあわせ持ち得るところかというふうに思っております。

先ほど申しあげましたように、小さな自治体では、将来展望は開けない、あるいは合併にしか頼れないというような考え方の中で、先ほど町長の言葉の中にも、あめとむちという言葉がありました。あめについては地方交付税を削減しない、あるいは合併特例債、こういったものの中で自治体が余り考える余裕もなく、合併の期日が迫っていましたので、平成16年、17年が平成の大合併ということで一大ブームを巻き起こしたと、それから十三、四年たっておるわけでございますが、現状は当初もくろんだ計画とは大きくずれている自治体もでございます。

そういった中で、実際そういったことをベースに、いろいろ合併の議論もささやかれたわけでございますが、今、板倉町と館林市におかれましては、合併協議会が設置をされておるわけですが、もう少し地についた議論をしていかなければならないのかなというふうに思っております。単に合併をすれば、全てが解決され

るかのごとくの合併議論では、やはり中身の無い議論になってしまう。その辺は十分注意した中でやらなければいけないのかなというふうに思っております。

それで、今、合併協議会が1市1町、館林市さんと板倉町で行われているわけですが、合併協定項目も半ばを過ぎていると、そういう中で事務的に進められている部分があるわけですが、その状況についてはインターネット、ホームページあるいは合併協議会だより等で市民あるいは町民の皆様に適宜お知らせをしているというのが現状でございます。そういった中で、合併協が進展する中で、大きな違いが最近生まれてきております。というのは、当町のサービスと館林市のサービスに違いが出てきていると、あるいは税負担の割合等で、なかなかその合併協においても合意できないで、継続されている審議が非常に多くなりつつあります。

そういった中で、その分かれ目が何かというと、大きく財政的な問題であるという認識が得られます。また、先般開催された板倉町の議会報告会でも、合併協の話はわかるけれども、それを踏まえて将来展望が見えないと、もう少し具体的に合併についての将来展望を含めて説明すべきではないかというようなご意見もございました。それは当然だと思いますが、合併協におかれましては、新市の基本計画の骨子は発表されて、決議されておるわけですが、もう少し具体的に入り込んだ部分、いわゆる新市の基本計画、これがいまだに示されていないと、あるいは安楽岡さんの死去というようなこともありまして、遅れているというようなニュアンスもあるのですが、そういったいわゆる将来の方向性が決められていない中での合併協と、この新市基本計画については、事務方の局長さんもこのように申されております。新市基本計画は、事務方の説明ですけれども、新市のあるべき姿の概要を住民の方にお示しをする、あるいは新市基本計画の案は、住民のための判断材料という性格を持ち合わせている。合併後の一定期間の方針や取り組みなど新たな町の姿を示すために重要な計画であると、こういう形で合併協で説明をされております。それがいまだに形として見えないというのが町民にとっては一種の不安材料になっているというふうに思っております。

そういった中で、先ほど申し上げましたように、平成の大合併があつてから十三、四年たつわけですが、そういった中でも合併を選択された自治体においては、当然当時の合併特例債というような制度を利用して、公共施設等を建設された自治体もございまして、10年を経過した中で、そういったものの今度は債務の返済が始まってきていると、逆に財政を圧迫しているというような現象も見られております。

そこで、これ町長にお尋ねするのですが、町長は現状における町民サービス、いわゆる福祉の向上ということも合併の中で申されておりますが、その中でサービスそのもののレベルを下げる、上げるはあるのですが、こういった中で現状を踏まえた中での基本的な町長の考え方をお聞かせ願いたい。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 合併の長所、短所も含め、合併はいいことばかりではない。必ず例えば合併を進める、賛成と反対という表現も適当かどうかわからないのだけれども、要するに賛成の人がいい面を、これはいいと言うと、その裏側には必ずそれと違う指摘も出てくるのです。例えば行政サービスを上げるという、そのためには効率を追求すると。効率を追求するということは、要するに一人一人に対する細かい手当てが粗くなるのではないかみたいな論理です。だから、まさに全てが私は今までも一回も言ったことはないと思います。いいことも悪いこともあります。総合的に判断してということで、合併のほうがしたほうがいいのかと、

だってみんなが日本全体を見れば、合併を選択をしていくほうが圧倒的に多かったのだから、「赤信号はみんな渡れば怖くない」的なところもあったのかどうか分からないが、みんな不幸になるとして合併を進めている、みんなこの自治体も優秀な人材も、市民もいますからということで、漠然的にはそういう理屈でないような判断もしたことがあります。

それで、それはこちらへ置いておいて、そのサービスの問題、今現在、12回の合併協議会が、11回か12回ですね。

〔「11回」と言う人あり〕

○栗原 実町長 11回か。行われました。今までについては組織のどちらかという問題とか、基本的な自治体の持っている団体とか、いろんなものもあるのですが、比較的差がないような、市であっても、町であっても、その仕組みがそんなに変わらないと、いわゆるそういった意味で協議しやすいものから話し合いを進めてきたというような経緯はあろうかと思えます。

当初において、当町と館林市のその出発の議論の考え方の相違がありました。我が町は、もちろん町は小さくても、できるだけサービスをぎりぎりまでやっているという自負がありますし、我が町から相手方を見ると、それは合併以前に常に日ごろの政治で比較をしているわけですから、館林市のほうがサービスが低い、財政的にどうかとか、いろんなものを見たときに、多分これが問題になるであろうという、例えば20回やるうち、難しいものを後からやるのか、問題になりそうなものを先にやるのかという、そういう出発点での違いがありましたが、いずれにしても話し合いの結果として、館林市さんの考えもあったのでしょうか。また、どうせいわゆる合併協議会というものは話し合いがそこそこ、まずは協議会、町民を代表する、市民を代表する委員11名、12名の人たちがまず合意をしなくてはならない。それを踏まえて説明会を開き、まさに住民の皆さんにも納得のできるような説明会を開くと、押しつけるのではないかというような話もありますが、今の民主主義の時代、それは一、二の少数意見はもしかすると切り捨てる場合もあります。これは、全てにおいてですが、それらも含めて手順を踏んで、出るべき意見をそれについてはもっともだというものについては、さらに検討し直したりして、できるだけ住民の皆さんの納得のいくような形でという、そういう手順だったわけですが、それは変わっておりません。ただ、その出発において、難しそうな問題からやるのか、易しそうな問題からやるのかということについて、結果的には易しそうな問題からやったということで、現在いよいよこの間あたりから10回、11回あたりから、常に事務方では先々を水面下で検討し、お互いの町と市の事務方同士でこの問題についてはどうだというような調整をしながら、これであれば何とか市民の皆さんや、それも納得できるだろうみたいな原案をつくって、上へ上げてくるというような形での協議をやってきているわけですが、非常に難しくなってきたということです。

サービスの関係については、私は基本的にはやはり合併をするのに、サービスは下げられないということは最初からずっと言っておりまして、それがためにどこの自治体の合併に過去成功した事例を見ても、サービスは高いほうへ、負担は低いほうにとというのが大原則なのです。というのは、間違いなく片一方が合併することによって、サービスが大きく下がったとしたら、住民は賛成しないではないですかという論理で、館林市にはずっとそれを求め、また館林市はそれもわかるけれどもというようなところで、館林市のほうが財政的な考え方を重視を、ではうちの町は財政的な考え方を重視していないかといえそうではないのです。財政的に見ても板倉町のサービスぐらいはできるはずだという論理のもとに求めてきていると。したがって、

サービスが下がるということについては、合併の賛成方向には行かないだろうという基本的な見解は持っております。

それぐらいでいいかな。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 今の答弁の中で、サービスの質の問題と財政の問題と両方絡んでくるのでしょうか、基本的には当町のサービスが下がる合併協定項目については賛成をしかねるということでしょうか。

○栗原 実町長 そうですね。

○8番 小森谷幸雄議員 では、次の質問に入ります。

先ほど古い話ですけれども、町民のアンケート調査という中で、これ前、合併協設置のときにも申し上げた経緯があるのですが、町長選挙、初回の選挙のときには、町長語録と言うべきものだと思うのですが、合併は行政のためではなく、町民の皆様利益とスケールメリットのある合併が必要であると、一番最初の選挙公約、公約と言うとちょっと大げさですけれども、それをもとに合併推進室を設置された。さらに、2011年にはアンケート調査をされまして、1市1町については16.7%、これは現実の数字でございます。1市2町が54.7%、それからいろいろあるのですが、それはそれとして、そういったアンケート調査の結果をベースに、議事録を全部読んだつもりで申し上げるつもりはないのですが、議会だよりをさかのぼってべらべらとめくって、いろいろ町長さんがどういう意見を述べられているのかなということで、全部ではないのですが、拾わせていただきました。

2008年の11月号、これは議会があって、議会だよりが発行されますので、3カ月後ぐらいだと思います。合併は町がなくなること、姿を消すことである。これは、大変大事なことである。基本的には議会との話し合い、町民全体の意思の反映も必要であろうと思うので、最終的には住民投票も必要であろうかなというような答弁をされております。

それから、2012年の2月号、これは大変失礼な言い方なのですが、合併推進論者であるけれども、何もしていないのではないかというような問いかけに対して、町長の立場から他力本願ではなく、アンケート結果を踏まえて、館林市へいろいろな機会を捉えて、館林市さんの指導的な立場を推進してほしいという旨を伝えているということでございます。

それから、2015年の2月号、アンケート結果をベースに、1市1町の合併にはアレルギーがあるとして、民意に反した合併は推進できないと答弁されている。

それから、2015年の6月号、これも議会だよりです。これもアンケート結果により、町民の声を尊重すると1市1町の合併は推進できないとも答弁されております。

それを経て、2016年にはつい最近でございますが、板倉町と館林市の合併協議会が議会で可決をされた、そのときの可決後の談話として、大海に乗り出すには大きな船で乗り出すか、小さな船がよろしいか。町民の幸せを踏まえて真剣に議論する場が立ち上がったということは大変望ましいことである。それから、私は合併推進論者であるが、私一人では推進はできない。決して放置してはいたわけではない。先ほど申し上げたように、合併協設置が可決されたことは大変ありがたいことであると。その中で、さらにこれ先ほど冒頭町長が答弁された内容と重複しますが、人口減少、少子高齢化、生産年齢の低下により、財政力の脆弱化、そ

れに伴う経常収支比率の高まりが心配されると、このように述べられております。

それから、3期目の立候補、これは2016年の11月の選挙公約と言わせていただきますが、10年から20年後、経験したことのない人口減少社会、この大海原に大きな船で乗り出すべきか、小船でよいのかを考える合併協議会にしたいと、希望的観測を述べられております。

それから、法定合併協設置についても、賛成の方々の意見は先ほど何回も繰り返して恐縮でございますが、大義は人口減少社会、少子高齢化、財政の健全化云々等乗り切るには、合併しかない。町長のお話の中にも、相手がテーブルに着いたときがチャンスであると、協議会に委ねるという姿勢の中で、これも失礼な言い方で恐縮でございますが、はっきりそういった流れを受けた中で、私は合併に向かうのだという中で、町長としての本来ならばですよ、合併協云々は別としても、いろいろ世の中の動きを受けて、合併に進まなければいけない。そういうものについて本来であればもう少し具体的に意見を述べていただく場があればよかったのかなと感じております。そういった中で、なかなかそう具体的に出なかったというようなことも、逆に言うと合併は進めているけれども、板倉町はどうなってしまうのだろうと、そういう不安感が先行したのかなというふうに感じております。

そういった中で、先ほど町長が今後10年、20年の中で人口減少、少子高齢化、生産年齢の減少、そういった中で財政基盤が揺らいでしまうと、それはある意味ではご理解皆さんいただいているのかなというふうに感じております。そういった中で、先ほど町長のお話の中にも経常収支が上がってしまうのではないかなというようなお話がございました。この財政指標でございますけれども、生意気なようでございますが、いろいろ指数がございますが、その中でこれは企画財政課長になろうかと思いますが、いろいろの何か指数がある中で、町が考えている、合併に向けて相手の財政力、当町の財政力を比較する場合に、いろんな指標があると思うのですが、どれを最重点課題という、ちょっと1つに限らないベースもあるのですが、どのようなところを考えられておりますか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 市町村の財政状況を分析する上で、財政状況の指数というのが幾つかございます。主に用いられるのが財政力指数というものが1つございます。これは、財政力指数というのは、標準的な住民サービスに必要な収入を……

○8番 小森谷幸雄議員 重立ったものね。

○小嶋 栄企画財政課長 重立っていいですか。

○8番 小森谷幸雄議員 うん。

○小嶋 栄企画財政課長 財政力指数並びに経常収支比率、それに実質公債費比率、地方債残高及び積立金残高、これらの指標が財政を分析する上では一番有効かというふうに考えております。

以上でございます。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 その中で、今、企画財政課長が答弁された中で、いろいろ指数はあるのですが、一番財政の弾力化を示す指標として、経常収支比率というのがございます。これについては、27年度、私の資料が古いと思うのですが、それしかインターネットでは調べられませんので、申し上げますが、板倉町と

館林市の経常収支比率については、板倉町が87.8、館林市が94.6、それとこの経常収支比率を算出するに当たっては、減収補填債とか、臨時財政対策債を除くというような項目もございます。そういったものを除きますと、板倉町が94.2、館林市さんは103.0ということで、経常収支ですから、通常の業務を行うのに必要な経費が足らなくなってしまうというような現象が出てきます。

それと、もう一つお尋ねしますが、基本的にその臨時財政対策債というのは、単純に申し上げて、後年、後々地方交付税の中に算定をされて、元利償還金のもとになるものを地方交付税措置をするというような考え方がありますが、基本的にはこれは借金ですか、臨時財政対策債の基本的な考え方でございますが。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 臨時財政対策債についてのご質問でございますけれども、臨時財政対策債については、国が地方へ地方交付税のかわりに地方で借り入れなさいというような趣旨のものでありまして、後年度において国が地方交付税として交付しますよというようなことは言っておりますけれども、私ども財政的には実質的な地方債であり、借入金であるというような認識は持っております。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 そうしますと、原則論から申し上げますと、100を超えるという状況は、借り入れを起さないと、通常の一般的な業務、投資的な経費とか、そういうものは別として、通常町を運営する、市を運営するという中で、借り入れを起さないとできないという理解でよろしいのでしょうか。103という数字をベースに考えたときにですが。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 臨時財政対策債が借入金ですと、そうしますと借り入れないと経常収支比率が100を超えてしまうということがございますが、その辺が非常に微妙なところがございまして、実質借入金ではあります。後年度において国が地方交付税措置を行うというようなものでありますので、私どもの財政を分析する上で、経常収支比率というのは臨時財政対策債を含めたもので計算をするというのが通常でありまして、ただ財政の指標の一つに臨時財政対策債を除いて計算をした指標もございまして、議員おっしゃるとおり、100を超えるというような数値も出る市町村もあるというようなことでございます。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 決算カードで総務省さんが出されているもので、あえて括弧書きで除くということによって記入がされているわけですが、やはりそういったところも大切な指標の一つであるということで、私は総務省さんのほうもそういったデータを出されているのかなと。経常収支比率が高いということは投資的な経費ができないという判断になるわけですので、そういった経常収支のバランスというもの、例えば合併の中でいろいろ議論をされることはあるのですが、財政的に見た場合に、館林市さんと合併した場合に、そういった財政上の本当に効果が期待できるのかどうかといったところでは、多少疑問に思うところでございます。

それと、基金残高とか、地方債の借入金についてのお話がありましたが、これは合併協でも継続審議になっております。実際板倉町ですと、現状ですと33億円の貯金、館林市さんも33億円の貯金、1人当たりにし

ますと板倉町は21万円、貯金はですよ。館林市さんは人口多いですから4万2,000円と、約5倍の貯金の比率があると、違いがあるということ、当町にとっては基金残高については間に合っているということはないのですが、そこそこの基金残高、これから庁舎建設云々等で若干減っていくのでしようけれども、それとこれも協議会資料ですので申し上げますけれども、地方債、いわゆる借入金でございしますが、当町が47億円、館林市さんは329億円、1人あたりに換算すると館林市さんが約1.3倍という形になっております。これを合併した場合には、さらにそれが大きくなるわけですが、板倉の町民の負担も当然増えるというような計算になろうかと思えます。その差額が9万3,000円の持ち出しになる、単純に合併した場合ですよ。今の借金を館林市さんと板倉を合算した金額を単純に割り込んだ場合に、板倉の場合は当然借金の率は低いですから、減っておるわけですが、合併したときには多くなってしまって、1人あたり9万3,000円の増加になってしまう。当然合併の中で借金の中身についてもお尋ねした経緯があったのですが、借金が329億円ですよと単純に言ったものを、我々合併協のメンバーとしても当然「ああ、そうですか」という理解はできませんので、中身を教えてくださいということで継続になっております。

それから、これも借金ではないのですが、債務負担行為、館林市さんは91億円、これは29年度以降で支出予定額ということで、ただでは済まない行為でございします。板倉が約16億円債務負担行為でございしますが、そういった面を考えると、なかなか難しい局面が財政的にはですよ、合併したからといって、すぐ財政が改善されて、町民福祉の向上、町民サービスの向上にはつながらないというような現象があらうかと思えます。

それで、平成の大合併が終了して、10年間の延長ということで合併特例法が延期をされております。そういった中で、32年が一応限度でございします。従来の特例債とか、そういったもろもろの補助的な事業は全部打ち切られておりますが、32年まで延長された中で、主な改正点、これが変わりましたよということで、特記すべき事項がございしますでしょうか。これは、企財課長でよろしいですか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 合併に対します国の優遇策のご質問でございしますけれども、議員のご指摘のとおり、平成22年に合併特例法が改正されまして、それ以前の国の優遇策と平成22年以降の国の優遇策が大幅に違ってございします。現在の国の優遇策といたしましては、地方交付税によります合併算定替えというのがございまして、地方交付税というのは市町村規模が大きくなれば減るとというのが仕組みになっておるのですが、館林市と板倉町が合併しても、5年間はそれぞれの市町があるというようなことで計算をし、6年目以降、5年間をかけて本来の普通交付税に金額がですよ、下がっていくというような制度が残っております。それ以前につきましては、合併特例債というのがございまして、地方債というのはどんな事業でも借り入れられるかということ、借り入れられないというのがありまして、ただ合併を理由に特別にそういった借り入れができるというような仕組みがございしますが、それがなくなったというのが大きな違いかなというふうに思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 私も同感でございします。さしたるその延長はしましたけれども、特別の配慮はないと、国も合併については積極的な関与はやめていると、自主的な合併に対して側面から援助しますよと。

先ほど企財課長からお話があったように、合併算定替えということで激変緩和策の一つでございます。それと、地方税に関する特例ということで、不均一課税を導入されると。さしたる合併の国からの助成、県からの助成というのは、そういう面ではないというような理解をさせていただきます。

それと、最近その合併協議会の中で、もろもろの案件が継続審議になりつつあります。それで、1つお尋ねをしますが、板倉の現状における町民サービスは、ほかの邑楽4町と比較して高いのでしょうか、低いのでしょうか。これは、どなたにお聞きすればよろしいのですか。福祉だ、いろいろあろうかと思うのですが、副町長ですか。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えを申し上げます。

邑楽郡内5町の中で板倉町が飛び抜けて住民サービスが高いというものは、私が承知している限りではないというふうに思います。

以上です。

○青木秀夫議長 栗原町長。

○8番 小森谷幸雄議員 短くお願いします。済みません。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今回の副町長の答えは誤解を招く。特別その町によって1つ、2つずつ目玉はあります。それを比較すると、うちの町が一番高いというようなものは、例えばその町にとってはありますが、平均的にはそんなにはないだろうと。例えば板倉町の給食費などというのは、ほかの町ではやっていませんし、できないと言っていますとか、明和町は子供生まれれば、20万円、30万円くれているとか、その町によって特性を、ちょっと目玉をつくりながら、でも郡内平均をすれば、板倉町も標準どころということではあります。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 飛び抜けた町民サービスですか、そういうものはないだろうと、平準化した場合には、若干の誤差はあるにしても、飛び抜けて板倉町が特別の配慮をしているということは、サービスはないということで、そうしますと継続審議になっている背景を見ますと、町長、冒頭申し上げましたように、板倉のサービスを下げてまで合併する必要はないという考え方のもとでいった場合に、当町のサービスレベルが邑楽郡内で全部飛び抜けていればまた別なのですが、場合によっては館林市さんの現状が低いという考え方でよろしいのですか。

[「はい」と言う人あり]

○8番 小森谷幸雄議員 はい。では、それを受けましてお話をさせていただきますが、現在継続審議になっているようなもので、具体的にこの場でオープンにできるものがあるのとないのがあろうかと思うのですが、その辺についてお尋ねをしたいと思います。

現状で幹事会あるいは合併協でサービスレベルの中で特に継続になりつつある案件でございますが、幾つかあろうかと思いますが、それはもう合併協でも出ていますので、この場でお話しになっていただいても差し支えないと思いますので、具体的にこれこれこういう項目ですということでお教えをいただければありがたいと思いますが。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 いわゆる細部に話ししますと非常に難しいですから、とりあえず差があると……

○8番 小森谷幸雄議員 具体的に事業を……

○栗原 実町長 それでいいよね。

○8番 小森谷幸雄議員 はい。

○栗原 実町長 例えば子育て支援金の関係あるいは細かく言うとゼロ歳児の紙おむつ購入とか、チャイルドシートもあるし、それから高校生の入院無料費、健康維持管理事業あるいは介護慰労金等々も含め、そのほかに、今のが福祉関係ですね、保健福祉。それから、教育関係については、まさに学校の給食費の無料化等々がありますし、さらには英語検定の補助も違っております。それから、政策部会については、館林市には都市計画税があり、板倉町には都市計画区域があっても、現状は課税をしていないということもありますし、土地開発公社の関係もありますし、いろいろありますが、そんな程度で、そのほかにもあるかもしれませんね。

○8番 小森谷幸雄議員 大丈夫です。ありがとうございます。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 今、町長のほうから、そこまで期待しておらなかったのですが、個々いろいろ教えていただきましたので、それについてお尋ねをしますが、例えば板倉のサービスを館林市さんに丸のみをしていただくと、極端に言えば。そのときの差額、これが財政上許されるか、許されないかというような観点から見た場合に、単純に申し上げてですよ、機械的に計算した中で、行政区の運営費も板倉並みに合わせると、行政区の運営経費、報酬でいろいろあるのですが、丸めて何ぼの世界で申し上げるのですが、例えば行政区の運営費については、板倉の半分です、館林市さんは。では、それを板倉並みのベースと、そういう単純計算をした場合に、これはえらい金額に、6億円ぐらいになるのか、単純計算ですよ。板倉のレベルを向こうに合わせたら、都市計画税云々とか、そういうのは別として。これ単純計算で申しわけないのですが、6億円ぐらいのお金が必要になってくると。それが本当に、町長はでも、冒頭申し上げたように、ほかのいろいろ財政上の経費削減とか、合併すれば効率化の問題とか、いろいろ。それにしても合併された自治体の経費の削減率というのは、大体予算規模の1%なのだ。そうすると館林市と板倉で試算をされていると思うのですが、事務方で試算されている大体4億円から5億円と、1%となると板倉と館林市の予算規模からして、大体妥当な数字なのかなという感触もございます。

そういった中で、そういった財政的な問題がクリアできるのかどうか、あるいは館林市のサービスレベルを例えば板倉並みに丸のみしていただいても、館林市のサービスレベルは上がるのですが、市民1人ずつの。板倉のサービスは決して上がるわけではないのですね、丸のみですから。現状に板倉は何も変わらない中で、館林市のサービスが格段に向上すると、館林市民にとってはある面非常にありがたい。そのまま丸のみしていただければですよ。ただ、丸のみの後にどういう現象が起きるか、そういったものも含めて、これは財政の今度はシミュレーションになるのですが、それはできる、できない。町長の先ほど給食費云々等があったわけですが、それはもう町長の政策的なことで、まちづくりのために大英断を下してやっている事業でございますので、それは私は後退はできないというふうに認識しております。

そういった中で、今後合併協の中でいろいろ議論がされるのですが、その都度一委員として申し上げる機会もあるのですが、その中でやはり町長も幹事会で発言をしています。そういった中で、合意の得られないようなものが、町内です。あるいは館林市と板倉で幹事会、専門部会とか、いろいろあるのですが、幹事会等で了解が得られないようなものを合併協に出されて、全て結論を合併協に委ねるといっても若干私はゆがんだ状況なのかなと思うのですが、その辺の考え方について町長、いかがですか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 その結論、答えが最後から戻りますから、合併協の考え方あるいは役割等々については、この後また青木議員さんのほうからもあるかもしれませんが、いずれにしても当協議会の委員の中にも理論が2つあるのです。要するにちゃんと事務方で協議をし、合意をして、合意ができそうなもの、できるだけ合意ができるように詰めたものを原案として協議会へ出すべきだという論理と、それができないのだったら協議会そのものでしっかりと資料を提出させて、だんだんやるべきだと。やって物別れになれば、それはそれとして民主主義だからやむを得ないのではないかというような2つの議論がありまして、どちらをとるかというようなことになると、非常に難しい問題ですが、両方を考えながら、我々は進めていきたいというふうに基本的に今の段階で思っています。先ほどいいところ取りをして、6億円云々というお話が出ましたが……

○8番 小森谷幸雄議員 いいところ取りというわけではないのですよ、町長が申し上げたのは違うのですか。

○栗原 実町長 いや、いや、私が基本的に冒頭からいいところ取りをせよと、もう板倉の町長として第1回目の発言からそういったことを申し上げております。いいところ取りをするということは、最低でも現状維持、どちらが上がるかというのは、今の現状において貯金が向こうのほうが多いとか少ないかという、そういう論理と似たような論理ですから、それを言っていたら絶対に合併はできないのです。そういう意味では両方が合意をするためにはいいところ取りをしなくてはならないだろうと。それは経験値から、いわゆる合併の大原則という中での2番目に出てきているのです。過去の昭和、平成の大合併からいいところ取りをしなければ合併というのは難しいですよ。いいところ取りをした結果、どうなるか。財政が膨らみます。いいところ取りだけするのですから。膨らんだ財政に対してどう手当てをしていくかというのがいわゆる時の首長の行政運営になるのだらうと思っております、今この板倉町を取り巻く全ての自治体が館林市や、今我々と成功するかは別として、やっていませんが、羽生あるいは加須、古河、小山、栃木市、佐野市、全て合併をいたしております、1市4町とか5町とかも含めて、それがみんな不幸になる方向性で合併しているとは私は思えないというのが先ほど言った論理であります。

その流れの中で6億円という数字がひとり歩きするとこれも困りますが、いいところ取りをしたら、幾らお金が必要なのかという質問をかねてかつて合併協議会のほうで出ております。館林市側が答えるのに、たしかそのときは4億1,000万円ということであります。いいところ取りをすると4億円、だから逆に4億円のお金があればいいところ取りができるのですけれども、館林市ではそんなに難しいということを言っていますし、我が町で計算をすると4億円ぐらいは楽に出るはずだという計算をしているのです。

ですから、それは結果的に浮いた4億円というのは、もしかすると今の時点で考えれば、板倉の町長がいなくなり、議長がいなくなり、議員の数も減り、教育長もいなくなり、そういった行政、それはいなくなる

というと、いなくなるのですけれども、ある意味では行政改革ということに考えれば、合併して1つの市になっても、2人いる必要はないものは1人にするのは当然で、その浮いたお金は住民サービスに使おうというのが基本的には合併の考え方だろうと思っていますから、そういう意味では4億円はある意味では板倉町の浮いた人件費あるいは合併したことによって、両自治体から出る、今後浮いていくであろう人件費とか、あるいは制度の改革とかを含めて私どものほうはできるであろうというふうなことで言うておきまして、そういう意味では、板倉が現状維持で、よくなるのは館林市がみんなよくなるのだという考え方をすれば、それも理解できないこともないですけれども、でもそういうものを乗り越えないと合併はできないということなのです。

言いますが、例えば板倉町のこの間成人式でやりました。小森谷議員も聞いていると思うけれども、成人の代表の人が全て成人の意向をあらわしているとは思えませんが、過去のアンケートも含め、若い人ほど、この間成人式のときにも、邑楽郡板倉町というと、東京へ出て行って、大学へ入って、友達の中でも話ができないぐらいの話をこの間したでしょう。ねえ、若い人が。あるいは例えばもちろん板倉町は企業もありますが、企業だけがそういうことではないのですが、企業さんをほぼ回れば、全て今後発展していくためには、やはり町という所在地が、町というよりも市に変わるだけでも大きなものがあると、わかりません。企業がそういうふうには言っています。

○8番 小森谷幸雄議員 うん、言っていますね。

○栗原 実町長 あるいは我が町が過去に誘致をした最も大学、大学という東洋大学の学長を初め全て行き会うたびに、町長さん、このところを何とかありませんかねという指さすところは、資料の一番右下に書いてある板倉町というものをできれば合併の方向へ持って行って、館林市にしてくださいという、そういういわゆる目に見えない、館林市というそのネームバリューに対して、どこかで折り合いをつけなくてはならない、合併するためには。もちろん先ほど言ったように、合併はいいことばかりでなく、失うものもあるかもしれないけれども、総合的に今よりよくなるためと。今、小森谷議員が並べたのは、例えば今後館林市になったらどれだけの経済効果があるとか、そういったものは全く加味していない話ですから。

○8番 小森谷幸雄議員 もちろん。

○栗原 実町長 うん。そういったことも含めて我々は慎重に検討していくということです。

大きな違いというのは、今を比較するのか、今で比較するのか、将来を見通してやるのかという先ほど言った問題点の合併と合併の賛成と反対の分かれ目というのは必ずそうなの。合併すれば、あしたには2つあった役場の中心地が1つになります。だから、不便になるのですよ、ある意味で。

○8番 小森谷幸雄議員 いや、それはわかっています。大丈夫です。

○栗原 実町長 それと同じように、要するに合併を基本的には消極的な人は今なのだ。

○8番 小森谷幸雄議員 うん、だからわかりました。

○栗原 実町長 財政的にも、将来的にもよくなるだろうという、ですから逆に言うとよくなる結果というのは20年ぐらいたたないと出てこないのです。

○8番 小森谷幸雄議員 はい、わかりました。結構です。

○栗原 実町長 そういうこと。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 館林市のブランド力がどうのこうのは別として、やはり冒頭私のほうからも申し上げたように、新市の計画案とか、財政シミュレーションとか、そういったものが何もないから、そういう議論になるのです。将来展望が20年後、30年後と大変になるであろうというのはみんなおっしゃっているのだけれども、合併協できちんと出すべきですよ、それは。出すか、出さないかで返事下さい。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それについても過去に11回の流れの中で、こんな新市づくりをしようというのは既に……

○8番 小森谷幸雄議員 骨子だ。

○栗原 実町長 だから、骨子ですよ、まずは。

○8番 小森谷幸雄議員 抽象的でわからない。

○栗原 実町長 だから、それはこれからではないのでしょうか。まだ説明会にするための資料たる、満たる原案づくりを今しているのですから。

○8番 小森谷幸雄議員 そう、だから……

○栗原 実町長 だから、ここでやるべきだと言うと、これからやるのです。やるのですかと言うのだ。その上で住民の皆さんと意見交換をするというのは当然の順番ではないでしょうか。

○青木秀夫議長 小森谷議員。

○8番 小森谷幸雄議員 その辺のスケジュールも含めて、当初計画よりも遅れていることは否めないのですよ、予定では。予定ではですよ。だから、その辺の情報が今こういうことをやっています、ああいうことをやっていますと。例えば財政シミュレーション、20年後にはこういった形になります。町の概要はこうなりますと、その両方のものがきちんと提案されれば、ああ、ここはでは下がっても、ここがプラスになると、そういう考え方が市民、町民の間でも私は出るのだと思うのです。今は極端に言うと、サービスレベルだけを議論している、極端に言うのです。それがいいのか、悪いのかと。それはだめに決まっていますよね、町長おっしゃるように。下げてまで合併は必要ないということですから、そういう議論をやはり今後もしていくのかどうか、私は疑問に思うのです。そういうものがいろいろな事案を勘案して、板倉のサービスも全てオーケーになりますよということでの議論が行われるかならないか、そういったものも含めて、やはり合併協の中でもう少し前向きに検討できる事案を幹事会、館林市と板倉で幹事会を持っているわけです。その辺の整合性と合併協に何でも出せばいいのだと、あとは結論は合併協が決めるのだと、それもちょっと乱暴な私は意見だというふうに思っております。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 小森谷議員の言うことはごもっともですので……

○8番 小森谷幸雄議員 そうですか。

○栗原 実町長 そう、そう、そう、そう。まさにさっき言った一番最初の方向性の違い、出発の仕方の違いで、館林市に譲ったところはあるのですけれども、易しいところからやると、ではそれもいいですよ。だけれども、難しい問題一つがクリアできなければ、99までいってもだめになりますよということを出発として言って出発をしてきているわけですから、いわゆるそういった核心に入る、真剣に協議する時期がだよ

いよここへ来ているということで、町民の皆さんも合併というと、非常に関心も高いから待ち切れないということもあるのかもしれませんが、少なくとも両市町を代表する、それがでは誰が選んだ。選んだ人、選んだ共通項は何なのだとか、難しいこと言われれば別ですけれども、一応各界を代表した人に意見の集約を求めて、原案づくりを今進めておるところで、まだ半ばだ。しかも易しい問題から入っているのだから、これからのやり方というのは、今言ったような、小森谷氏が言うような考え方、それからガチンコで、事務局というのはあくまで事務局なのであるから、それぞれの委員がそういったものを負託されているのですから、ガチンコでやりなさいという両方の理論もあるわけですから、それを今私なり整理をしながら、館林市とそういうこれからの言ってみれば、来年度、すぐ来年度ですけれども、その以降の進め方を検討をこうすべきではないかということで、まさに小森谷氏の言っているようなことも含め、代弁をして通告をしているところがあります。

したがって、町長が一人で引っ張るわけにもいかないし、協議会の委員も我々に任せられては困るという問題だってあるわけです。それらをそんな簡単に、いわゆる結婚なら離婚はできるけれども……

○8番 小森谷幸雄議員 できない。

○栗原 実町長 一応その逆にこういった場合は離婚は後でまずかったと戻るわけにもいかないのですから、慎重に、慎重にと言いながらも、時には大きな判断もこれ以上、これだけ話しても、すり寄せ、すり合わせがどうしてもできなければ、それは皆さんの合議で、合議の問題提起は時の首長が自分たちの合併協議の委員さんにどういこうことでしょうかと、これはせざるを得ないし、これからそういう山が来ない、順調に行くことを望んでいますけれども、そういう意味ではそういう山が来ることもあり得るということも踏まえて、現在真剣な対応をしております。

○青木秀夫議長 小森谷議員に申し上げます。

時間になっておりますので、まとめてください。

○8番 小森谷幸雄議員 町長から全部聞き及んだわけではないのですが、基本的には合併協議の中で、板倉の町民サービスを下げた内容については合意できないと、そういう流れを踏まえた中で、最後に一言だけお願いしたいのですが、場合によっては合併協の延期とか、中断も考えられておりますか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今までは基本的に毎月1回……

○8番 小森谷幸雄議員 定例で。

○栗原 実町長 ね。役場の階段を上がるようにやってきたわけですがけれども、常に言っていますし、この間もそういう話を通告しました。物の同じ1項目でも、重要さが、さっき言ったように易しい問題と難しい問題、しかもそれに財政の裏打ちが必要だし、さらにサービスが上がるか下がるかという重要な問題でありますから、ましてこれからそういう問題がありますから、一段一段、時には高い階段の場合は何カ月かかっても、上れなければ上れるまで努力するし、それが我々に課せられたいわゆる役目であるし、またそういう意味では、総合的にまずは板倉の委員さん、あるいは館林市の委員さんとの本音の話し合いも必要であろうとか、いろんな形を今考えておりますが、それも相手があることですから、板倉の言うことをみんな館林市がのむとも限らないし、その都度、その都度できるだけガラス張りにしながら、それは合併協議会の委員さ

んにも諮らないで、事務局だけで検討しているなんていう形を、その事務局だけなんていうのではダメですから、必ず。ということで、当町においては委員さんの、あといわゆる事務方の風通しはできるだけよくするようにということで努力をしております、そういう意味では今後も特別こだわらず……

○8番 小森谷幸雄議員 延期もあるの。

○栗原 実町長 はい。延期もあるだろう。だって、決まらなければ延期する以外、延期というか、今月は中止、来月も中止なんてことだってあるかもしれませんよ。それは当然のことです。そのために委員さんも出ているのですから、その都度委員さんに問題を投げかけて、板倉町の委員さんの過半数がどう考えるかとか、最後はそういう局面になるかもしれません。

○8番 小森谷幸雄議員 終わります。ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で小森谷幸雄議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩します。

10時15分より再開いたします。

休 憩 (午前10時04分)

再 開 (午前10時15分)

[議長、副議長と交代]

○今村好市副議長 再開いたします。

青木議長にかわり、議事を進めます。

引き続き一般質問を行います。

通告2番、青木秀夫議員。

なお、質問の時間は60分です。

[12番 青木秀夫議員登壇]

○12番 青木秀夫議員 おはようございます。本日は、館林市、板倉町、両市町の法定合併協議会の進行状況あるいは今後の見通しについて伺っていきたいと思います。本日は、傍聴人もたくさんお見えになっておりますので、できるだけ行政用語をわかりやすくかみ砕いて伝えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

館林市・板倉町法定合併協議会も平成28年6月1日に設置されてから約1年10カ月になろうとしております。その間、館林市の安楽岡前市長のご不幸もありまして、約半年間ぐらいの空白もありました。そういう経過もありまして、現在の合併協議会の進行状況が順調に進んでいるのか、あるいはそうでないのか、私も協議会の委員のメンバーの一人として参加しているのですけれども、よく見えないところがあるわけです。順調なのか、順調にっていないのか。

この館林市・板倉町法定合併協議会は、地方自治法あるいは合併特例法の規定に基づいて、館林市、板倉町、両市町の議会の議決を経て規約を定めて設置されているものです。さらに、地方自治法の第252条の2第2項の規定に基づいて群馬県知事にも届け出をしている公式な重みのある合併協議会のはずです。もしこの法律に基づいているこの法定合併協議会の活動を休止させたり、解散させたりするという場合には、それ相当の理由と手続を経なければならないはずで、合併協議会規約や合併協議会運営規定によって、協議会

で合併協議会の運営の主体は法定合併協議会にあると明記されているわけなのですが、どうもこの幹事会という組織の影に隠れて今のところ協議会の影が薄い。それで、本来の役割を果たしているとも思えないのです。

合併協議は、先ほども出ていますように、サービスは高いほうに、負担は低いほうに合わせろをベースに進めることができるかどうかはその合併の成果の鍵になると言われております。その基本姿勢を実現させるためには、やはりそれなりの財政負担というか、財源が必要になってくるはずですが。そのためにその財源を探し出すことが最重要の課題となっているわけなのです。そうなのですが、今のところ合併によって生まれるであろうはずのこの行財政経費削減効果が法定合併協議会の場にいまだに示されていないのです。幹事会では恐らく試算しているはずだと思うのですが、なぜこれ合併によって生まれる、あるいは合併によって捻出されるであろう行財政経費削減額が法定合併協議会にいまだに示されていないのですけれども、その点についてどうですか、中里副町長、代表して答えていただけますか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

合併協定項目52項目ございますが、そのうち11回の協議会終了時点で29項目の審議が終了しまして、方針が決定されております。しかし、まだ23項目の協定項目の審議が残っておる状況であることは青木議員もご承知のことと思っておりますが、そういったこれから協議を進めなくてはならない項目があるという中で、精度のある程度整ったシミュレーションをするには、まだちょっと時期的に早いというような状況の中で、なかなかお示しができないというような状況でございます。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 幹事会は、館林市の副市長、政策企画部長、企画課長と板倉町の副町長、総務課長、企画財政課長のお互いに3人、3人のこの6人で構成されている。そして、合併協議会に提案する事項について協議、整理する役割を果たしているための組織なのですけれども、もうこの法定協議会が正式に発足して1年10カ月になろうとしているわけですね。それで、その幹事会の会合も17回も開かれていると言われております。

今の副町長の説明ですと、まだ詳しい財政シミュレーションができていないというような答弁なのですが、本当にこれできていないのですか。あるけれども、見せたくないとかということはないのですか。どうですか。できているのだけれども、見せたくないのだよと。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

これまで何度かそういった面での試算は、事務局で実施をしております。しかしながら、この結果が公表をしてよろしいものかどうかというところの判断がございまして。それから、過去館林の市議会においての市長の答弁等でも数字が出ておりますけれども、この数字についても幾つかの数字がその場所が違うところでは違う数字で示されたりされておりますので、よりやはり住民の皆さんに説明ができるような内容のシミュ

レーションということになりますと、まだ公表をできるような状況にはないという、そういう判断をいたしておるところでございます。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併協議をするに当たっては、この行財政経費の削減額をどのぐらい捻出できるかというシミュレーションすることが、まず合併協議会のイロハのイの出発点だと思うのですけれども、それが幹事会の一番の仕事ではないのかと思うのです。幹事会を17回も開いていながら、いまだに合併削減効果のシミュレーションと申しますか、試算もできていないと、私はできているのだと思うのですけれども、これシミュレーションしてみせると、何か問題が起きることを心配しているのでしょうか。合併による削減効果のシミュレーション、その試算を意図的に抑えているのではないかというふうには思うのですけれども、そんなことはないのですか、小嶋企画財政課長。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 先ほどの副町長の答弁にもありましたとおり、財政シミュレーションの草案については、既に幹事会で1回ほど検討している状況がございます。ただ、先ほど52項目中29項目、残り23項目の中で、より重要な住民サービスの協定項目が残っておる段階で、財政シミュレーション、より精度の高い財政シミュレーションはなかなか難しい状況でありまして、ある程度協定が進んだ段階で財政シミュレーションはすべきというふうに考えてございます。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併協議会のこの補助機関であるその幹事会、事実上はこの幹事会が主役のように仕切っておるようなのですが、この幹事会という組織も組織が動かないから動かすの人間なのですよね。何事も人間次第ということになるわけです。この幹事会を運営する方々が積極的か消極的か、前向きか後ろ向きか、もっとわかりやすく言えば合併に賛成か反対かの意思次第で、これ合併の協議も180度違った結果になるということもあるのだと思うのです。担当者の腹一つということなのではないかと思うのです。

そこで、幹事会に出席しているこの副町長、総務課長、企画財政課長の三方に、合併についての本音を聞きたいところなのですけれども、三方とも個人としての立場と公務員、職務上の立場と使い分けなければならない場合もあると思います。これについて例えば合併に賛成か、どちらかといえば賛成か、どちらかといえば反対かと、反対とかという、そういうよくある問いかけに対して聞いてみたいところなのですけれども、この内心の意思をこういう公開の場で聞き出すということは基本的人権の侵害にもなってしまうのでしょうか。

そこで、根岸課長にお聞きしたいのですけれども、その内心の意思をこのこういう公開の場で聞き出すということは基本的人権の侵害に当たるのでしょうか。そうであれば聞きませんが。簡単に。

○今村好市副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 非常に難しい問題かと思えます。基本的人権は憲法に保障された内容をどう理解する

かだと思えます。今回、青木議員さんがご質問の件に関しましては、私どもは事務方としていかに合併をよりよい方向に進めるかということで、幹事会の規定にもありますように、協議会に出します事項の調整と協議ということで誠意努力しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうですね。内心の意思とか、良心を無理やり聞き出すことは、基本的人権の侵害に当たって、憲法違反になるなんて言われると困りますので、やめておきましょう。黙秘権なんていう権利も保障されている時代ですので、もう内心の意思を公の場で発動させるということは基本的人権の侵害にも当たるのでしょうか。ただ、この発言済みの言葉については、その真意や不明確、不明瞭な部分を一步踏み込んで聞いていくことには、これは人権侵害には当たらないと思うので、これから中里副町長を中心に幾つか伺っていきたいと思えますので、よろしくお願ひしたいと思えます。

まず、中里副町長は、この館林市の財政状況について、たびたび厳しい、悪いと発言しているのですが、これは本心で館林市の財政をそのように評価しているのでしょうか。何を根拠にそのように評価しているのか伺いたい。何かほかに別の思惑でもあって、館林市の財政の悪さを強調しているようにも思えるのですが、そういうことはないのでしょうか。先ほど小森谷議員と町長とのやりとりもありましたけれども、中里副町長、どうですか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

私も過去財政を預かる立場として仕事をした経験から申し上げたいと思えますけれども、財政の状況を推しはかる指標としては、複数の指標がございますけれども、特に私が重要視しているのは、経常収支比率でございます。この経常収支比率については、言うまでもございませんが、財政運営の弾力化を推しはかる数値でございます。その経常収支比率が館林市については、先ほど小森谷議員の質問の中でもございましたとおり、平成27年度によりますと94.6%、28年度には95.5%という経常収支比率が出ております。こういったところから私が思うには、非常に財政的には硬直化が進んでいるものという判断の上から、財政的には芳しくないということで感じておるところでございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 ただいまの中里副町長のその答弁、それが意図的だと私言っているのです。館林市の財政力指数、幾つですか、0.833だという細かく出ていますよ。これ群馬県で何番目ですか。1番が上野村、2番目が大泉町、3番目が太田市、4番目が館林市です。財政力指数はいいということですよ。経常収支比率が高いから悪いと、そこだけ持ち出すわけ。経常収支比率が高いということは、豊かの逆の話なのでしょう。そうでしょうが。ある金をいっぱい使っているから、貯金が残らないのです。それは貧乏ではないのです。逆なのです。館林市は豊かなのです。ぜいたくしている。それを逆のことを言って、館林市は悪いのだ、悪いのだ、悪いのだと意図的に言っているように思えるのですけれども、それは全く逆ではないですか。

2月4日にこの板倉町の合併協議会の委員のメンバーだけの意見交換の場でもこんなことも述べているのですよ、副町長は。「館林市は厳しい財政状況がベースにあるため、板倉町の方針に同意することはまず考えられない。館林市の財政状況からすると、合併効果額をこれに使おうという状況ではない。長期的な債務

が非常に大きい」。問題ですよ、これ。館林市の長期債務なんて、小森谷議員さっき指摘したように全然多くないです。ほかの市と比較して多いかどうか、その根拠に基づいて発言しておいてください。全然多くないです。一般会計250億円でしょう。あの規模で250億円というのは全然多くないです。ほか調べてみてください。

それから、そんな発言、とてもこの合併交渉の窓口になっている中心の役割を果たしている副町長の発言とは思えないのです。本当に合併交渉をまとめようとしているのか、その気持ちが感じられないです。どうなのでしょう、館林市の財政について。その財政力指数を用いないで、必ず経常収支比率を用いる。これが私は意図的だと言っているのです。どうでしょうか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

それにつきましては、青木議員と私の見解の分かれるところというふうに思います。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 それはそうですわね。例えば1軒の家庭で1,000万円の収入があって、1,000万円全部使ってしまう家庭と、500万円の収入があって、400万円で生活すると。そうすると100万円金が余る。それを貯金にするか、借金の返済にするか、いろいろ使い方はあるわけです。その場合にどっちが豊かなのだと言ったら、外見的には1,000万円入って、1,000万円使う人がうんと豊かなのです。それを500万円の収入で400万円の生活している人が豊かだなんていうのは、これはとんでもない錯覚だと思うのです。私は逆だと思います。2月4日のこの板倉町の合併協議会の委員の意見交換会においても、副町長の一連のこの発言は、どう割り引いても合併推進者とは受け取れないです。反対論者としか受け取れないです。その同席している委員もそのように感じていたのではないかと思います。副町長はこんなこともどこかで発言していませんか。「館林市との合併は、給食費の問題で潰れるよ。給食費で終わりだよ」と、あるいはその類いのようなこの発言をされていないですか、どこかで。誰かの前で。そういうのを言っているのを聞いている人がいると言っておるのですが、どうですか。そのような事実がないのなら、ないと、この場で全面否定してください。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えをいたします。

給食費の関係につきましては、過去新聞報道もなされております。そういったことから給食費の関係については、館林市との協議は非常に難航するということは申したことはありますけれども、それが原因で潰れるというようなことを発言した覚えは一切ありません。誤解のないようお願いいたします。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 ああ、そうですか。それなら結構なことです。平成29年9月27日の第14回の幹事会のこの議事録がここにあるのですけれども、この議事録を読んで感じたことは、この情報公開の現代にあっても、平成の時代にあっても、江戸時代か明治時代以来の「寄らしむべし、知らしむべからず」、この「官

尊民卑」の思想が脈々とこの平成の時代にも受け継いでいるのを感じるのですが、これはびっくりしますよ、これ。官はこれ幹事会の委員全て公務員です。民は教育界の委員、民間出身者です。法定協議会規約とは逆の幹事会のもとに合併協議会が設置されているような議論をしているのです。例えばその中の幾つか紹介します。この合併協議会に当たって大切なことは、先ほど言ったように、財政推計、財政シミュレーションを協議会に出すことが大切なことはわかっておるわけです。

そこで、これは合併事務局の方がこういう発言をしているのです。「次の合併協議会に財政推計の資料を提出しましょうか」と発言されているわけ。申し出がされているわけ。それに対して幹事会の委員が「そういう資料が財政推計、シミュレーションしたものが出ると、その後この数字がひとり歩きし、20年もひとり歩きしてしまう」。出すなどと言っているようなことを言っています。また、「数字がひとり歩きされて困る」という記録も残っております。その中の一人に中里副町長も発言しているのですよ、資料の公表に対して。「最終的には公表しなければならないが、難癖をつけられることは間違いない。切り抜けられるかどうかだよ」。この公表する相方、対象は合併協議会のことなのではないですか、その公表する相手というのは。それを念頭に入れて言っているのですか、これ。ちょっとお伺いしたいのです。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

合併協議会を念頭に置いたものではございません。先ほど答弁をいたしましたとおり、まだ精度的には不十分ということから、そのような発言をいたしたところでございます。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 難癖をつけられると言うのですが、これはどこの人に難癖つけられるというふうにこれ言っているのでしょうか。協議会の委員に難癖をつけられるということ言っているのでしょうか。この切り抜けられるかどうかと、切り抜けられるということは何を切り抜けるのですか。この難癖をつけられるとか、切り抜けられるかとかいうことは、これ不安、心配用語ですよ、言葉ですよ。ということは、その財政シミュレーションした資料ですね。財政推計した資料に事実と反した、もっとわかりやすくすれば、うその情報が入っているということも考えているのでしょうか。そうでもない限り、こういう言葉は出てくることはないと思うのです。

また、その中の中里課長の言葉にこんな言葉もありますね。3億円用意できるまで合併を休止したほうがいいのではないかと、これ幹事会のことを言っているのだから、協議会のことを言っているのだから、そんな発言もしているのですけれども、3億円用意できるまでと、これはどういうことなのですか。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

まず、我々が幹事会へ臨む前段では、町内部で幹事会に臨むときの姿勢について十分な打ち合わせあるいは上司からの指示のもとに幹事会に臨んでおります。それをまず申し上げておきます。そういった中で、その3億円という金額の対象は、給食費の無料化の財源としての3億円ということでございます。ご承知のとおり、給食費の無料化については、非常に館林との協議が難航しております。これは、館林としては無料化

には応じられないということが原因、理由でございしますが、そういったことから3億円が用意できるようになるまではしばらく休止もあり得るのではないかというようなことで発言をいたしましたところでございます。これにつきましては、栗原町長と事前の打ち合わせの上で私は発言をしておりますので、そういった点はご理解をいただきたいと思っております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 3億円ぐらゐの金が捻出できるというか、生まれるということは知っているのではないですか、できるまでではなくて。29年6月の館林市の市議会で、須藤新市長が議会で既に人件費だけでも3億円浮くよと議事録に載っていますよね、これ。見ているのでしょうか、これ議事録。公式なものでしょう、これ。これに載っています。人件費だけでも3億円浮くと、その他物件費だの、いろんなものが浮きますよということを言っています。それが浮くと発言しているのに、3億円が用意できるまではと、用意できるというふうに相当詳しいこれシミュレーションしていますよ、館林の市議会でこれ。いろんなことを。板倉町が庁舎つくったら、基金が幾ら減るとか、あるいは借金が幾らか増えるだとかと、そういうものまでかなり詳しいシミュレーションしています。そういうことを言っているにもかかわらず、何でこの幹事会は3億円がどうのこうと。市長が答弁しているのだ、公式の場で。それを幹事会で何でそんなものを、別の世界があるみたいですよ。不思議な感じがしますよ、これ。幹事会というのは。そんなことを根岸課長、その場に同席していたのでしょうかけれども、どうなのですか、その3億円ができるまでなんて。知っているのでしょうか、館林市の市長が人件費だけでも3億円浮くということを言っているのを。

○今村好市副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 幹事3人がその会議には出席をしておりますけれども、先ほど副町長から答弁がありましたように、町の幹事としてどういう考えを持つかということは、個々人の考えではなくて、町全体としての考えということでその場におりますので、副町長の意見等に賛同するような姿勢ではおりました。

あと、3億円の話は先ほどありましたが、学校給食費ということですが、その辺の金額ということで理解はしております。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 補足でお答え申し上げますけれども、まず給食費の取り扱い協議の中でございしますが、そのいわゆる3億円の捻出について幹事会の場で申し上げたところ、館林市側からまさか職員の給料をカットまでしてということではさまにならないというような発言がありました。そういったことから、私たちとすれば町長と事前の打ち合わせのとおり、用意ができないのであれば、できるようになるまでは休止もあり得るかなということでの発言をしたところでございますので、誤解のないようお願いいたします。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 この議事録は去年の9月です。同じところで言っているのです。確かに述べていますよ、館林市の委員が。1円たりとも何かお金がないみたいな、職員の給料をカットでもしない限り捻出できないので、とんでもない発言しています。この前言ったでしょう、それ。小嶋課長にも。そうしたら言ってやればいいではないか、その会議で。何だ、そのばか口はと言ってしまうと、館林市の人に言えな

いよと言って。そんな遠慮していたのでは交渉にならぬでしょう。根岸課長、それ見てください。それお持ちになっているのでしょうか、その新市の財政推計についてという資料。見ていないの。

○根岸一仁総務課長 見えています。

○12番 青木秀夫議員 見ているのね。

○根岸一仁総務課長 はい。

○12番 青木秀夫議員 この推計資料に何て書いてありますか、これ。お金がない、お金がないと。お金がある、あると書いてあるのだ。人件費だけでも3億円浮きますよと、物件費で1億5,000万円浮きますよと書いてある。さらにもっと詳しく、一般職員の人件費に限っては、パターンA、パターンB、パターンCと3つのシミュレーションができていて、3億円プラスあと2億円ぐらいのパターンCをとるとできると。そうするとこれ人件費だけでも5億円も浮いてしまう。それでなおかつ物件が1億5,000万円も浮く。その他まだまだ浮きますよ、これは合併すれば。会社だったらその浮かすために合併するのだから、一応自治体だから金もうけのために合併するわけではないのはよくわかりますから、そんなことはしないでしょから、それであってもこの合併の削減効果というのは、ざっと計算しても7億円、8億円のお金は出てくるのです。それで、なおかつ先ほど板倉町の基金とかの問題がされていますけれども、この資料にもちゃんと載っているのです。21億円ぐらい新館林市に移管されるだろうと、書いてあるのですよ、これに。それにプラス板倉町、現金持っているのですよ、基金のほかに10億円ぐらい。そうすると30億円は間違いなくこの新館林市に現金持参で合併するのです。

それで、先ほどからいろいろ話が出ているように、小野田課長なんか何ですか、あんな英検の検定料が半額か全額補助かなんて、そんな本当に細かい話して、50万円か100万円の話ですよ。そんなのもめているとか、そんなことないのですよ、金があるのだから。行政サービス合わせられる。ここに書いてあるではないですか。にもかかわらず、なぜ、先ほど根岸課長もこれ見ているのでしょうか、ずっと前にこれ。持っているのでしょうか。なぜそれなのにお金がない、お金がない。だから、私が不可解なのは、中里副町長は3億円の金が用意できるまで休止、とんでもないでしょう、これ。こんな金があるのに。どうしてそういう発言が出るのだから。これは、頭隠して尻を丸出しにしているようなものです。公の場で、精度の高い財政推計資料とか、精度はこれ高いのではないかな、相当これ。22ページにわたってあるのですよ、これ。これを見ると大体協議できるのではないか。この資料が何で協議会に提出できないのですか、副町長。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

幹事会の会議録につきましては、調整後、協議会の会長であります館林市長、それから副会長であります板倉町長に会議録の報告を上げます。そういった中での最終的な判断で上がらないということでご理解をいただければというふうに思います。

以上です。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 合併協議会というのは、一体何なのですか、あれ。幹事会から見ると、部外者なのですか。これ合併協議会の指揮のもとに幹事会がいろいろこういう資料を作成したり、いろいろ事務をやっ

て、合併協議会がスムーズに運営できるようにいろいろな事務作業やられているのでしょうか。合併協議会というのをどのように位置づけているのでしょうかね。何だか不思議に思うのです。どうですか、根岸課長、合併協議会どう見ているのですか。

○今村好市副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 今のご質問ですが、幹事会は規定にありますように、あくまでも協議会の会長の指示に基づきまして、協議会に出します協議事項の資料等を作成するということが任務と心得ております。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 そうしますと、合併協議会から財政推計の資料を出してくれと、出せという指示がないから出していないと、そういうことなのでしょうかね。結局一番のイロハのイはこの合併財源がどのくらいあるかというのがこの合併協議の出発点なのです。先ほど町長が言うように、町長の試算だと4億1,000万円くらいあれば、全てのサービスが館林と板倉が一つになるのだと、同じ水準になるのだと言われているように、なるのではないかと、4億円もあれば。そんな細々とした金額を計算しなくても。給食費だとか、行政区の負担の問題だとか、あるいは子育て支援の問題だとか、ああいうのも板倉町の水準に合わせたって、これ4億円くらいですよ、これ。余ってしまいます。余った金貯金しますか。これの試算でいくと、どうも私が思うのは、この公務員の人というのはお金がない、ない、ない、ないと言うのが何かこれも習慣なのですか、国でも県でも町でも。何も余ったから分けてくれなんて誰も言わないです。ありのままを示した方がいいのではないですか。これを合わせると私の計算だと、合併して1年目から即効果が出るとは思えないのですけれども、ある一定の期間があると、1年間に数億円の行政削減効果というのは出てくると思うのです。プラスこの板倉町から持っていく、30億円は持っていかなくてはならないよ、30億円。場合によっては40億円だ。その金を当面の言ってみれば運転資金と言ってはあれだけでも、行政運営の資金に充てれば、10年先の、20年先の話なんかしたら鬼が笑うでしょう。当面のことを考えるのです。二、三年、数年です。そして、できるのかなと思うのですけれども、その辺についてはどうですか、中里副町長、そんな10年後のことばかり心配してもしようがないのではないですか。館林市の人の話だと、これ10年後の話しているのだ。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 私が小森谷議員との先ほどの議論の中で申し上げておりますように、私自身も含め、こちらの財政、副町長も含めていわゆるのみ込める当然の額であるという認識のもとに強い姿勢で交渉せよという流れの中で、時とすると誤解を招くような、文章に起こしますと、時にはその文章のところだけ強く読み込むとか、いろいろありますのですが、私も基本的には先ほど副町長が答弁したとおり、わずか3億円、4億円か5億円は浮くだろうとこちらは試算しているのに、館林市の副市長を初めとして、職員の給料をカットでもしなければと、びた一文できないなんていう言われているとおりとすれば、ではお金が出るまで、それは言い換えれば、もう一回試算をやり直してくださいよみたいのところまでのやりとりの場で、例えば完璧な表現ではなかったかどうかは別としてですよ、私の意向も踏まえ、では板倉は私どもの考え方の財政論も含め、十分対応できるだろうというその職務を忠実に行っていかれると、ですから青木議員さん本

心はどうかなんていうのを聞けば、それは個人の本心はどこにあるかは私もわかりませんが、一応私の部下としてそういう意味では忠実に働いているということで、むしろ今日の質問などは当然もう何回も私も副町長と3人の板倉町を代表する人たちに遠慮せずにどんどん言ってこいと、全部俺の責任だということで申し上げているわけでありますから、できれば館林市の市長に向けて、あるいは館林市の副市長以下3人に向けて、でかい声で、今日録音したものを持って行ってぶつけてやりたいとも思いますけれども、そういう意味では基本的には青木議員さんの考え方は私は重視をしていると、そういうことであります。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 今、町長の答弁にあったように、お金はあるのです。あるのになににしたいというのが、非常に不思議なのは、こういう詳細な資料が出ているのですよ、とうの昔に。これを何、見せるのだの、出すのだの、どこに使っている言葉なのだよ。江戸時代ではないのだよ、今。情報公開の時代なのだから、しかも合併協議会という公式な組織があるのだから、そこの委員に見せるなど、見せると何で困るの。では協議できないではないですか。この資料に基づいて公開の場でやるのでしょうか、あの協議は。傍聴人も入って、マスコミも入って、公開の場で協議することが合併協議会のこの民主的なやり方なのではないか。

それで、そこであるお金をどう使うかというのを議論するのが合併協議会でしょう。それは委員の個人、個人の判断もあるでしょう。子育て支援に使うのか、福祉の向上に使うのか、あるいは館林市がよく言っているとされる財政健全化のために使いたいと。財政健全化のために使いたいというのは貯金するということかな。あるいはそんなようにも受け取れるのですけれども、それで意見が分かれて、それは話が決裂してはしょうがないです。1軒の家庭だってお金が入って、奥さんが貯金しようと、旦那が何か旅行しようよと、そういうので家庭内だっただけでこれは分かれるわけだから、金の使い道について。そういうのを意見が分かれるかどうか、一致するかというのは、それはだから公開の場でやればいいのですよ、協議会の場で。そうすべきだと思うのだけれども、それを出す前に調整して出すななんてとんでもない話だと思うのですけれども、どうですか、中里副町長。町長、答弁したいの。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 副町長が余りに攻撃されているみたいなイメージを受けますので、いずれにしても3月はまだ館林市さんから休みにするか、年度末で非常に忙しいということも含めて返答が来ておりません。4月については、年度初めでこれは休むというのは当初のこれも幹事会で決めることを私どもも承認することですが、5月の再開時には財政シミュレーションをもとにしっかりと議論をしたいと、それでないといわゆる給食費も、行政区の問題も、子育てもまさに青木議員が言うとおり、あるいは小森谷議員が言うとおり、議論できないということも含め、正式に書類を持たせておまして、これらについては再三再四板倉からは申し入れているところであります。したがって、かわりに今日は中里以下、私のかわりで幹事会で事務方同士で最高級レベルの会談で、不本意な形だということで指摘をされているわけでありますが、どちらかというところある銭をないと、びた一文ないと言っているそれに対してどう壁を打ち砕くか、青木議員さんみたいに目の前に相手がいなくても、こういった場所だからずけずけと言えるような人と、いろんな人も交渉人によってはあるわけですので、決裂をさせない流れの中で時にはそういうのだったら板倉町はもうこれで撤退す

るよというような覚悟を示すというようなことも含め、そんなに話がわからないのであればという、そういったこの間青木議員さん、そんな駆け引きをする必要はないと言うけれども、できれば幹事会でそれなりに合意を得たものを上げることは今までやってきたわけですから、でもこれからは幹事会で決まらないものは決まらないものでも上げろというのが板倉町の意見であるということで、そういった内容を相手に対して、館林市に対して話がしてございます。

ただ、その結果として、こちらが幾ら上げろ、上げろと言っても、館林市はそういう話ばかりではできないと例えば言ったときには、話し合いは決裂ということにもなるはずでありますし、そういう意味では正念場に差しかかっているということは言えるのかなという判断はいたしております。

続けてどうぞ。

○今村好市副議長 青木議員。

○12番 青木秀夫議員 とにかくここにこんな詳細な資料があるのです。この資料があるのに、どうしてその反対の協議を幹事会では話をやっているのですかね。もうイロハのイです。お金がない。あるというこへ書いてある。それなのにこれをちょっと伏せておいて、給食費の問題がどうだとか、行政区の補助金がどうのこうのとか、あるいはもっと本当小さい話すると、さっきも言った英検の検定料、あれは50万円か100万円の金です。あんな金でもめているなんてお笑いです。そんな何億って、いいですか、もう一回言います。では、1年に6億円浮くと5年間で30億円浮くのです。板倉町から持っていくというか、移管する金がこれ30億円あります。60億円もあるのです。60億円もあって、当面の行政経費のこのやりくりで不足するなんてことは到底考えられないです。その議論を何でしないのですか。それしないで、その17回もやっているでしょう。そのあげくが何ですか、これ。出すなとか、外に出すなとか、あるいは中里副町長の言葉だってひどいよ、これ。難癖つけられるからなんて。難癖、それはうそ出せば難癖つけられるよ、それは。真実を出せば難癖なんてつけられない。難癖つけられるかとか、切り抜かれるかとか言葉載っているのです。記録してある。ということは私が何となく感じるのは、これ先ほども言っているように、どうもこの公務員の世界を非難するわけだけでも、いっぱい公務員ばかりだ、そっちは。知らず知らずに江戸時代みたいな「寄らしむべし、知らしむべからず」なんて言葉は、知らず知らずに身にしみているのかなと、しみついてしまっているのかなという感じもするのです。とんでもない言葉です。一方では、情報公開、情報公開って、今も何か財務省で記録を改ざんしたのではないかと何か何だとかともめていますけれども、今はそういうのを出す時代でしょう。だから、その辺を考えて、ぜひ協議会に早くその資料を、精度の高い、精度の高いと言ったって、試験ではないのだから100点とらなくたっていいのですよ、あんなものは。直せるのだから。アウトに3通りぐらい出せばもっと楽なのだよ、そのシミュレーションとか財政推計というのは。現実に出しているのだよな、この3通りのシミュレーションなんかしているのだよ、この資料の中で。人件費についてもAパターン、Bパターン、Cパターンなり書いてあるのです。どれをとるかといったら、一番易しいAパターンを使って館林市の市長はこれに基づいて議会答弁しているのです。数字ぴったりなのだから、これ。議事録とこの財政推計資料とか。これCパターンを採用したら、相当金が浮くわけです。給食費の問題なんてそんなものは全然軽くクリアできます。だから、その辺のことも踏まえてもう一回、まだ大丈夫か。お答えいただきたいと思います。では、まとめて質問しますから、よくお三方、幹事会の。

いいですか。1点目としては、この法定合併協議会というのは、この地方自治法や合併特例法に基づいた

公式な協議会ということであるということ、それを頭に入れておいてください。

それから、協議会規約に基づくと、幹事会は協議会の指揮のもとに事務をするということで、あべこべに考えてはだめです。幹事会の下に協議会があるのではないです。

3点目に、この合併によって生まれる行政経費の削減額、これかた目に見積もっても年間6億円ぐらい浮くのではないですか。それと、板倉町から移管する基金21億円、これは21億円ではない。一般個人ではこれは定期預金ですから、プラスこの歳計現金とって、これ現金で普通預金だ。10億円、この合わせるとこれ幾らになりますか。50億円や60億円に軽くなってしまうのです。この金をどう使うかを早目に協議会に資料をつくって提出したいと。それで、その協議会でこの数十億円の金の使い道をめぐって、子育て支援に使うのか、財政健全化に使うのかを議論するのは、協議会の委員の役目ですよ。それを住民やマスコミの監視のもとに公開の場で議論するという事です。そういったことを踏まえて、教育界の活動を手助けするためのその幹事会の役割であることをよく認識して答弁していただきたい。そうでないと、幹事会の思惑で右にも左にも、前にも後ろにも行ってしまいます。民を従わせるには知らせるななんて、そんな江戸時代みたいな発想やめて、情報公開の時代であるのだから、この合併協議会の進め方、合併協議会のそのあり方について根岸課長、小嶋課長、中里副町長、最後に町長、答弁いただければと思うのですけれども。いいですか、合併協議会の進め方、あり方についてです。

○今村好市副議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 今後の臨み方ということにつきまして、3点ほど基本点を指摘されました。1点目、2点目、法定協議会の関係と幹事会の関係、肝に銘じて臨みたいと思います。

また、3点目の財政的なものにつきましては、これ繰り返しになりますけれども、より精度の高いものをシミュレーション的なものを用意いたしまして臨みたいと思います。

○今村好市副議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 合併協議会、幹事会に参加しておりますけれども、私ども合併に対する基本的な姿勢というものは同じだと思います。合併をするとすれば、どのようなまちづくりをするか、また両市町の住民サービスの相違がある場合は、それをどのように調整するか、持続可能なまちづくりをする。これは、私財政をつかさどる担当としまして、当然の考え、基本的な考え方を持っております。

先ほど来財政シミュレーションの話が出ておりますけれども、財政シミュレーションは先ほどの、前の小森谷議員のときにも答弁しましたが、幹事会で1回ほど協議をした覚えがございます。出さないということではなくて、まだ出す時期ではないという判断をし、幹事会としてはそういった結論をつけているということでもあります。やはり財政シミュレーション、新市基本計画の根幹をなすものでありますので、何回も出すべきではないというふうに考えます。ある程度合併協定項目が煮詰まった段階で、きちんとした段階で出すべきであろうという考え方は今でも変わっておりません。早急に出せというようなことの指令があれば、財政シミュレーション等については、なるべく早い時期に出すような考え方は持っておりますけれども、なるべくクオリティーの高い、精度の高い、財政シミュレーションは出すべきであろうという考え方でございます。

○今村好市副議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 町を代表して幹事として出ている我々3人でございますので、今後も副会長であります栗原町長の指揮のもと、慎重、真剣に幹事に臨みたいというふうに思いますので、ご理解いただきたいと
思います。

以上です。

○今村好市副議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 基本的に青木議員の言っていることは間違っていないだろうというふうに考えます。したがって、既に私は幹事会だけでなく、幹事会の報告を受け、秘密の幹事会でマル秘ということであっても、議会を代表する青木議長には流しております。館林市よりも非常にガラス張りに議会を大事にし、そしてそういった流れの中で青木氏が先ほど批判の論拠とした文面なども入手しているわけでありまして、私が流しているものを館林市の市長が受け取っているとも限りません。ということもいろいろ考えて、ただ我々が館林市の内政には一定以上踏み込めないということがあります。論理的にどうであっても、館林市が銭がないと言え、あるではないかと言っても、ないと言え、それを言い張られればどうにもならないという難しさもありまして、そういったときの判断も含め、これから大変だなという感じもしておりますが、いずれにしても私としては既に精度が高くても、ある意味では精度の問題は別にして、今の時点で出せるシミュレーションをもうここで出していたかなければ、この先の議論のいわゆる協議の展開には板倉町も見るところ、8対3で合併協議会を、法定協を立ち上げようという圧倒的多数ではありましたが、少なくとも3人の方は初めから話し合いはする必要はなし、絶対反対という姿勢で貫いておりました経緯もありまして、でも大半の8人の方の賛成をいただきながら、話し合いをこうして真剣に進めているということ自体は、話し合いの結果、例えばどういう形になろうが、それは住民の要望や期待にある程度応えるものというふうに考えておりますので、真摯に今必要な要望は板倉町の要請ということで要請を上げていきたい。そして、合併協議会の議論が大衆の面前でかんかんがくがくの議論を何度も繰り返せば、それはかんかんがくがくということは、歩み寄れないということにもなるわけですし、そういったことを踏まえて、最後は、やはり後は最後は町長と市長が判断せよとかという結論にもなるかもしれないというようなことによれば、私自身は板倉町のサービスの全体のバランス等々も踏まえながら、やむを得ないからやめようということになる場合もあることも想定しながら、真剣に対応していきます。

まずは、お金がないのだ、あるのだという論議も合併協議会でやっていただければありがたいと。でも、当町でも議会の中でも先ほど小森谷議員が言うように、お金はない、貧しいまちだと言っていると、だってそうではないですか。館林市にくっついていたらさも貧乏になってしまうよと、それでいいのかいやという見解と、青木氏の見解はまるっきり分かれておりました……

○今村好市副議長 町長、通告時間が過ぎているので、簡単にまとめてください。

○栗原 実町長 はい。いずれにしても通告時間は通告されている人の時間ですから、答弁は丁寧に、しかも今日は皆さん入っておりますので、そういう意味では公平性を考え、微妙な難しい問題も考えながら、力不足かもしれませんが、私自身は基本的には合併推進論者という考え方のもとに対応してまいりたいという

ふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

○今村好市副議長 青木議員に申し上げます。

通告時間を過ぎておりますので、簡潔にまとめてください。

○12番 青木秀夫議員 物事はある事実も見方によって全く表と裏から見ると逆の現象、館林市の財政についてもいいと見るか、悪いと見るか、それはやはり数字はうそをつかないのだから、数字に基づいて判断してもらいたい。

それと、先ほど小嶋課長が答弁していますけれども、精度の高い財政推計と言うけれども、そんなものではないのだ。推計というのだから、間違っただけいいのですよ、シミュレーションとか推計というのだから。先のことを当てっこするみたいなのなのだから、予想みたいなのなのだから、そんなに精度の高い、高いと言って出すのを渋らせることはないと思うのです。ぜひ早目に協議会に出して、協議会でその財政についてを、それが出発点だから、それで一つ一つの協議事項を協議していくと、それも公開の場で、マスコミも傍聴人もいる場でやれば、結果的には落ちつくところへ落ちつく結果になると私は信じておるのですけれども、幹事会のメンバー、しっかり頑張ってください。さっきの答弁にうそはないのでしょうか、中里副町長。真実を期待しておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

時間ちょっと過ぎましたけれども、終わりにします。どうもありがとうございました。

○今村好市副議長 以上で青木秀夫議員の一般質問が終了いたしました。

ここで暫時休憩いたします。

再開については11時30分より再開いたします。

休 憩 (午前11時21分)

再 開 (午前11時32分)

[副議長、議長と交代]

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告3番、針ヶ谷稔也議員。

なお、質問の時間は60分です。

[2番 針ヶ谷稔也議員登壇]

○2番 針ヶ谷稔也議員 議員番号2番、針ヶ谷です。通告書を事前に提出してありますので、できるだけそれに沿いまして質問ができればと思っております。なお、今回もちょっと内容豊富なところがありまして、質問も的確な質問をしようと思っておりますので、当局のお答えのほうもできるだけまとめて短くやっていただければと思ひます。よろしくお願ひいたします。

3月に入りまして、春めいてきて、農業関係、これから早いところだと、もう4月の終わりには田植えが始まるというような時期に来ておるわけですが、まず質問の1番目ですが、農業関係の事業についてということで質問のほうをさせていただきたいと思ひます。

この間私が一般質問で質問した産地パワーアップ事業の実績報告ということで、平成28年、29年の2カ年事業として、町もしくは今、明和町等でも行われているようですが、これは国が570億円という肝い

りの補助事業でありまして、地域の名産をつくって、売り上げ、耕作面積等の課題を克服していくというような事業であると認識しておりますが、板倉町でも28年度、29年度ということで2カ年にわたって取り組んでおります。

実施要綱によりますと、その事業の完成期間2年ということで、その翌年の6月30日をもって経過の審査みたいなのが要綱のほうに書いてあるのですが、平成28年の事業につきましては、28、29、今年で満になるのかなと、30年度実績報告が待っているのかなと思うのですがけれども、私の認識が違うようであれば訂正していただいて、ただ経過報告等の後のその審査もあるようですので、今の28年度分につきましては、状況報告していただければと思います。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですが、実績報告につきましては、目標年度の達成状況ということで、3年達成した後の翌年の6月ということで、まだ28年についても正式な形での実績報告というのは上がっていないような状況でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これ群馬県のホームページによりますと、板倉町の取り組みにつきましては、これ達成目標が単位面積当たりの販売額10%以上を達成目標とするということで、これは間違いはないでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 要綱では、計画期間の翌年度で単位面積当たりの販売価格10%以上上げることというのが計画値となっております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 それでは、もう1年以上たっていますので、年間の販売売り上げというのは報告はないでしょうか、まだ。状況を確認しておかないと、これその後に改善するまでの改善策の報告ですとか、その他のペナルティー的なものもあるようなのですが、現在町として28年度取り組み分、これ1つ確認なのですが、28年取り組み分が5事業者になりますか、板倉町ですと。これ事業体ごとで審査になるのか、あるいは板倉町としてこの5事業団体の総額の判断になるのかというのはどちらになるのか、この2点についてお願いします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 議員さんのおっしゃられるように、平成28年度につきましては、法人が2団体、個人が3人ということで、合計5の取り組み団体でございます。最終的な成果なのですが、正直町のほうも初めての取り組みなので、計画書上はそれぞれ個々の取り組み自体ごとに目標が掲げられていますので、当然個々の審査というのも入ってくるかと思うのですが、それを県のほうに報告を上げまして、国のほうが審査をして、一定の判断の中では達成しているか達成していないかというのが、それが個々の判断なのか、全部合わせて個々と全体なのかというところを今の段階ですとちょっとお答えできないような状

況でございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 その辺につきましても、個人対応の部分もあるのでしょうかけれども、やはり町のほうで監督的な部分をやっていたかかないと、ミスが起こりますと、国庫の事業ですので非常に問題が大きくなると思いますので、ぜひその辺の配慮をよろしくお願ひしたいと思います。

引き続きまして、29年度分につきましてですけれども、これ以前も質問させていただきましたけれども、事業主体の取り組み、圃場ですか、圃場、特に内郷土地改良区内の圃場について未契約の土地があるのではないかという質問をさせていただきまして、その回答というのですか、確認をして、契約がされていないので今後契約に向けてというようなお話で終わっていたかなと思うのですが、その後の経過について報告をお願いします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 29年度分の事業を実施したところなのですけれども、基本的には契約のほうが中間管理と契約を結んでいるところと、あともともと利用権が設定されたところを中間管理に変更するというところで、30年4月を予定としてきちんとした形で全ての土地が中間管理のほうと契約をされて耕作者のほうにまた転貸されるというように手続がされております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 平成30年に書類、これは全圃場になるのですか、今の問題の圃場を抜きにして全圃場が30年度に完成するということですか。そうではなくて、未契約は未契約だったわけですね、私が質問した段階におきましては。それから、契約に至るまでいろいろ動きがあったようなのですけれども、その詳細について話せる部分について話していただければと思うのですが、よろしくお願ひします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 詳細な部分といいますと、農協さんが中間管理の調整役ということで板倉町の場合は、総農振の中の事業として農協さんがマッチング行為というものをやっています、個々の農家さんと調整を図ったりだとかしていますので、細かなところはあれなのですけれども、私も細かくは承知はしていませんけれども、いろいろ難航した部分もあったというお話は聞いていますけれども、最終的には皆さん、調印がされたということで伺っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 では、契約の詳細については、これ農協さんが請け負ったという判断になるのでしょうか。詳細について町のほうに報告がなされていないという状況でしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 大まかな経過等は説明とか、一緒に例えば相談とかしていますけれども、細かな詳細で、いつ何どきというところまでの細かな報告がないということでございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これ要綱を見ますと、不正があった場合には、この事業自体が中断されるような要綱の書き込みもございます。開始時に本来であればその書類が完の状態できり組むものが一番理想的ではあるのでしょうかけれども、その部分、手続上、本来であれば交渉、契約の後に事業が進むのが本来であるのですけれども、地主さん等がそういう状況を把握しない間に自分の土地に工作物、パイプハウスが建てしまったというような一番最初の状況があるわけですね。それに対して、今私のところに入ってきている情報によりますと、そういう細かい説明もないですし、ただ契約書に判こを押してもらった場面で、今の地権者の方は旦那さんが亡くなった状態で相続をしていって、農業に関しては余り詳しくないので、そういう契約面については農業に明るい人を代理人として立てて、そこで契約を結んでもらいたいというような申し出があったというふう聞いておるのですけれども、その辺を町としては聞いていらっしやらないですか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 直接地権者の方からそのようなお話というのは伺っていません。ただ、間接的にはそういうことをおっしゃられていた方もいたのですけれども、直接地権者の方からこういったことでこの人が代理人だから、私は直接交渉をとということを町のほうで聞いたということはございません。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 そういう状況ですと、町に幾ら質問しても、これ以上の答えが出てこないかと思うのですけれども、実際にもととの契約書というのは、平成19年度に終了していて、その後は相対ということで、これ相対の理由というのは、水田耕作、そのまま契約上の同じ耕作物をつくるということで、水田としての利用を見越した相対の契約だったと思うのです。これは、多分お互いにそれは認識していらっしやったと思うのですけれども、それがこの産地パワーアップ事業に加担をする事業体、事業主がその圃場の耕作者であったがために、町としても面積要件を満たすためにここの圃場を確保するという趣旨があったと思うのですけれども、そこに今度ははっきり言いますと、地権者の許可を得ずに工作物、ハウスパイプの建築が始まってしまったと。何が起るのだろう、何が始まったのだろうということで疑問に思って、もう一人の借り主の方に質問したところ、私のほうにも情報が入りまして、この間の質問みたいな状況になったわけでありまして。

これ、ただ単に土地の貸し借りというのは、これ水田耕作でありますと、原状返還というのがたやすいのですけれども、やはり畑の上に、土地の上に工作物が建ちますと、これ耕作が終わった時点での返還時、誰が責任を持って、どういう状況で返すのかというような部分の契約ですとか、あるいは水田耕作とやはり施設野菜の工作物ということ、それ利用条件変わりますので、お金の問題です。単位当たりのやはりお金の問題というのも変わってくるのかなと思って、どういう契約が結ばれているのかというのが非常に心配になるのですけれども、その辺のほうは町は全然もう関知しないで、これ農協さんにお任せの状態であるということの認識でよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 そうですね。今のご質問なのですけれども、先ほども申し上げましたように、最初にまず過去の相対の貸し借りという部分なのですけれども、その土地というのは、もしかすると道悦の

8508番地の土地でしょうか。

○2番 針ヶ谷稔也議員 その土地なのですから……

○橋本宏海産業振興課長 その土地が多分今おっしゃられている土地なのかなというふうに推察されるので、すけれども、その土地につきましては、もともとが水稻の耕作ということで、利用権が設定されていたような状況でございまして、それを今回改めまして、この産地パワーアップに取り組むということで、先ほど最初にご説明した中間化に移行している土地でございまして、ですから、今産地パワーアップに取り組んでいる土地につきましては、産地パワーアップのその事業効果期間の10年間、この間は中間管理が入って耕作者にお貸ししているという状態なので、10年間はその内容が継続されて、施設のほうも10年間使われるというような形で私のほうは理解しております、ただその10年満了したときに、どういう形になるのかというところは細かな契約書のほうをちょっと拝見していませんので、ちょっと今の段階では答えが申し上げられないところなのですから、いずれにしても今つくられている方が途中でつくられなくなっても、また次は中間管理のほうがつくられる方を探すというようなシステムにはなってございます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 今、課長の答弁の中で、中間管理が中間であれをして、土地の管理をするのだということですから、これ今の答弁の中に対する質問なのですから、途中で産地パワーアップ事業に参加をしている事業主が事業の延長ができないと、途中で体の都合なり、いろんな都合でそれを断念せざるを得ない場合に、それはそのまま継続になるのですか。それ条件的にはどういう条件をクリアすれば、産地パワーアップとしての事業の継続になるのでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 その土地の利用がそれなりの収益を上げて継承されればということと、あとはこの施設そのものは国の補助金半分入っていますけれども、当然2分の1はその設置者の負担しているものですから、それは当然設置者がその時点でいろいろ検討した中で、次にバトンタッチをするようなことを考えていくのか、もしくはそこで本当によしてしまうよということであれば、それは設置者が投資した分を自分のリスクとしてやめて、更地にして土地をまた中間管理が借りていますので、その後にするのか、施設ごとそのまま第三者に譲渡するのか、それはその時点でその設置者のほうが決めることかなとは思いますが、ただ、それを継承した者は、それなりの事業効果を発生させて、産地パワーアップで国費を投下した分の事業効果を維持していくような形なのかなとは推察します。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ぜひこれも要綱に載っているのですけれども、これ県全体として達成率がある基準を満たさないと、その事業への次年度の参加を認めないですとか、ひいては板倉町の言う実績というのが、やはり今後のこういう有効な、本当にこういう最大で50%の補助率のつく補助事業というのはめったにない事業だと思います。これには過去の実績云々もやはり加味されて。そこが審査の基準となる部分もあるのかなと思いますので、ぜひ問題のないように解決をしながら、町としても責任を持って取り組んでいただければありがたいと思いますが、よろしく願いいたします。

続きまして、2番目の休耕地・遊休農地の解消に向けてということで質問を移らせていただきたいと思います。

ます。農業が主産業であります板倉町でありますけれども、やはり先ほどから合併の中にも出てきますけれども、少子高齢化の問題を含めまして、耕作者の減少というのはこれ現実としてさらにここ10年経過しますと、非常に大きな問題になってくるのかなというふうに考えております。現在ある休耕地・遊休農地、つまり耕作放棄地になるかと思うのですけれども、そういった部分をやはり解消しながら、次の世代が町長のお話の中にもありましたけれども、ある程度まとめながら、耕作しやすい状況を保持していくというのが政策として必要ではないのかなと思います。

この休耕地・遊休農地、非耕作地の解消に有効な新規事業と書いてしまいましたけれども、有効な事業としてはどういう事業があるのか教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 ただいまのご質問なのですけれども、休耕地・遊休農地の解消に有効な事業というようなことで、新規事業にかかわらずということなのですけれども、この単純に点として休耕地・遊休農地を捉えた場合には、現在耕作放棄地利用再生緊急対策交付金ということで、その土地が解消された土地を新たな利用者が5年以上とか、利用権を設定してつくるということであると、10アール当たり5万円の国庫金が交付されるというような事業で、板倉町、実際過去にも幾つか取り組んでございます。ただ、その事業のほうは今年度をもちまして国のほうの制度なくなりまして、次年度新たに荒廃農地等利活用促進交付金というような事業が創設されます。これにつきましては、今までが耕作放棄地の解消と、その後の土壤改良というものをメニューに掲げておったわけなのですけれども、その再生作業、土壤改良に加えて今度はその再生された農地で作られるものの加工販売の試行品をつくるだとか、もしくはそこに先ほどちょっとあったようなそういう施設をつくるようなことも支援することで、耕作放棄地が解消されて、さらにその次のステップまでを支援するような事業が30年度から国で施行されます。ただ、群馬県の場合は、先ほど申し上げました国の交付金事業が若干基金のほうが残っていますので、30年度についてはそれを継続して、その基金がなくなった段階でその新規事業のほうに切り替えるということでは聞いてはございます。

それと、あと面的に捉えた場合には、まだ細かな内容が手元にちょっと来てはいないのでございますけれども、国のほうも新たな土地改良制度といたしまして、中間管理が入ることで要するに不在地主だとか、所有者がわからないようなところも要は一体的に整備をするようなことで耕作放棄地の解消と担い手への集積というような事業を新たなメニューとして創設しておりますので、そういったものの情報を集めながら、どういう事業がこの場所だとか、こういうケースには有効に使えるのかということをよく我々も研究して、関係者の方だとか、ご質問受けた場合にはそういう説明のほうを実施して、できるだけ本当に耕作放棄地のほうが解消できればということで鋭意努力したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 やはり国としましても、農業従事者の減少というのは課題の一つかなと。その荒廃していく農地を管理する方法については、苦慮している状況かなと思います。これから国としても、または県からもいろんな対策等出てくるかと思っておりますので、これはアンテナを張っていただいて、まだまだよくなる若手の農業家が板倉町におりますので、その辺情報の伝達等をやっていただければと思います。

1つ確認なのですけれども、これ遊休農地・休耕地が改善されて、耕作が可能になった場合に、借りたい

と、こことこを借りて、まとめて耕作を行いたいというような場合には、基本的にはどういう手続を踏めばそこが借りられて、耕作が開始できるのか、基本的なところを教えていただければと思います。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 いずれにしましても、農業委員会の事務局のほうにいったんその場所の個別具体的な相談をしていただいて、それがまず国の交付金の対象になるかどうかを県の農業会議等に確認をして、交付金のほうがおりのような内容であれば、これはこの基金が使えるから、そうすれば利用権を設定するようなことをして事業を展開しようということ、県のほうに対して手続を個別にしていくというような形になろうかと思えます。

ですから、いずれにいたしましても、農業委員会の事務局のほうにご相談いただければ、個別具体的な相談には随時応じているような状況ですので、何かのときにはご相談ください。よろしく願いいたします。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 でも、これ農業委員会で対象補助金のことはあるかと思うのですけれども、それ補助金別にして土地を借りる場合、中間管理機構というのが新たなここ何年になりますか、四、五年、五、六年たつのですか、もう。出てきたわけですが、今までですと農業委員会で審査をしていただいて、許可もらえれば農地の運用というのができたのかなと思うのですけれども、中間管理機構が入ったことによって、ちょっと複雑になっているかなと思うのです。その辺の流れの説明をお願いできますか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 議員さんのおっしゃるとおりに、確かに中間管理が入ったということで、かなり複雑怪奇な状態にはなっているのかなとは私のほうも思っているわけなのですけれども、もともと本当に農業委員会を通しての3条の農地の貸し借りというのは、これは農地法での貸し借りなのですが、そのほかに通常農地法の貸し借りですと、手続が煩雑になるものですから、今まで利用権ですか、要するに所有者と耕作者を取り持つことで、それは農業委員会が間に入ったりだとか、農協さんが入ったりして、取り持って貸し借りをする部分というのが実際運用されてきたのが、さらに今度は一步その上に行ったのが中間管理ですと、これにつきましては逆に言うと、その貸し借りがまだ成立しない段階でも、私のほうはもうこの土地がつくれなくなったので、とりあえず中間管理にいったんはお預けしよう。そうすると中間管理が借りた土地を公表することで、これだけ例えば板倉町の中に耕作してほしい土地のストックがありますよということを公表して、それに対してつくりたい方が手を挙げて、何人か複数いれば、それをどの方が一番適格かというのをマッチングさせるというような仕組みもありますので、3通り。いずれにいたしましても、その中の要は相談の窓口につきましては、板倉町の場合は農業委員会の事務局のほうで中間管理の関係も処理しておりますので、ご相談のケースが個別の利用権の設定がいいのか、中間管理が利用するケースのほうがいいのか、その辺は随時ご相談に乗りたいと思いますので、個別具体的にその土地を掲げてもらって、ご相談いただけるのが幸いかなと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 土地を借りる場合、農業委員会にまず相談をするのだと、目的の農地があるので

あれば、話は意外と単純で、最終的には中間管理の管理に入るわけですか、これは。土地の設定というのは。

○橋本宏海産業振興課長 両方。

○2番 針ヶ谷稔也議員 両方あるのですかね。これ、前に戻りますけれども、内郷土地改良区内、28年度分については、これ中間管理で管理をしていただいて、何の問題もなく進んでいたものが、29年度分についてそういった未契約の土地が出てきたということで、何でなのだろうと、いまだにちょっとその辺が、決まりがある中で土地の貸し借りというのは動いているわけですが、それで代理人を立てて、そういった金銭面だとか、返還時の状況だとか、ちょっとわかりづらい部分も話し合いたいという部分で、その代理人を通しての話し合いもしてもらえなかったのだというような苦情も来ております。せっかくの有効な事業も先ほどおっしゃったように、これ休耕地・遊休農地の解消にもいろんな対策が出ていって、補助金等が絡んでくると、こういった部分、内容のやはり審査というのが出てくるかと思うのです。いや、それは農協さんがやっているのだ。いや、役場がやっているのだというふうに、どこが責任を持つのかというのが、やはり話をしに行くと、いや、それ農協さんだよ。それは役場だよ。いや、それは中間管理だよということで、問題が一転、二転することが多くなってきているのです。ですから、その辺の取りまとめというのはどこがやるのかというと、やはり行政のほうでやっていただく必要があるのかなと思うのですけれども、その辺についての課長さんの意見はいかがでしょうか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 これは一般的な土地の貸し借りと、純粋な土地の貸し借りということであれば、町のほうに相談していただいて、そうした中で町と農協さんが町の総合農業振興協議会の中の会員というような形の中で、その地域の調整のお手伝いをさせてもらっているということなので、その分は町に相談していただければと思います。

先ほどからありますその産地パワーアップの関係につきましては、これにつきましてはもともとが事業ありきの中で動いている話でして、その事業を推進するに当たって、地元企業さんと農協さんとタイアップをしまして、こういった2カ年の事業を展開していきたいよ。そういった中で農協さんが抱えるウエートというのが大きかったものですから、それについては農協さんが主体で動いていただいたというような状況ですので、一般の土地の貸し借りと先ほど言われました産地パワーアップの土地の貸し借りとは若干ちょっと温度差があるのかなというふうなことでご理解いただければと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 そういったこともやはりそういう事業に参加している方というのは、説明を受けてわかっていらっしゃるのですけれども、底辺で土地の所有者で、その事業主さんとの相対を含めて貸し借りをする分になぜそういうことになるのかというような部分は、やはり事業主さんは説明してくれないと思うのです。だから、そういった部分の不認知の状態、何で農協がそこにいるのだ。加工業者さんが一緒に同席するのだという部分について、いろんな懸念が生まれてくるわけです。だから、そういった部分をまず最初に説明をしてあげて、こういう状況でこの産地パワーアップというのは進んでいるのだよという説明の必要があったのではないかと思うのですが、どうですか。

○青木秀夫議長 橋本産業振興課長。

[橋本宏海産業振興課長登壇]

○橋本宏海産業振興課長 昨年9月の一般質問の前段だったですか、針ヶ谷さんのほうからそんなお話をいただいて、私どもはその地域でトラブルになると困るので、まず事業上、それがきちんと大丈夫なのかということを県のほうに確認をしまして、現時点ではその契約がなされていなくても、事業完了時になっていればということで、その辺は特に大丈夫ですというようなご回答をしているかと思うのですが、それと同時にやはり地域でそういうトラブルになると困るので、その当時はその地域の改良区の説明が必要なのかどうかということと、事業を進めている方に、こういう地元から不安の声があるので、その辺は説明を早急にしてもらわないと、また事業がおかしくなっても困りますのでというような相談を申し上げて、私はその事業主さんからは一応口頭だけでも、そういう説明を実施したということで伺っております。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 とにかく農地のこれからの有効活用について、さらに研さん進めていただきまして、情報公開のほうをしっかりといただいて、手続のほうも抜かりなく、今回のようにいろいろもめることがないように、当初からしっかり管理をしていただければありがたいかなと思いますので、よろしくお願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、2番の館林市との合併についてということで、これ先輩議員お二人の方がもう既にほかの通告内容もカットしながら、合併一本に絞って質問されたので、ちょっと今日残念がっている課長さんの中にはいらっしゃるかと思うのですが、話の中に出ていない内容につきまして、二、三質問をさせていただければと思います。

まずは、町長にちょっとお尋ねをさせていただきます。町長選の公約として、庁舎建設で学校給食の無料化と合併推進、ほかにもいろいろ公約があったと思うのですが、大きくこの3つが比較対照、相手方との比較対照になっていたかなと思っておりますが、庁舎建設につきましては、若干の工期の延長というような問題点が出てきましたけれども、30年度中にはこれ開庁できるだろうという見込みがつかしました。給食の無料化につきましては、平成29年度当初、4月から実施が進んでおります。これ合併の推進については、先ほども2議員さんがお話をされていて、お話を町長の答弁を聞いていると、推進するのだ。いや、町民の考え方を聞くのだ。とり方によるのですけれども、この町長選のときには力強く合併を推進するのだ。合併しか板倉町の生きる道はないのだというようにおっしゃっていたように聞こえたのですが、現状とその当時と何か違いがあるのであれば答弁いただければと思います。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 合併推進論者であるということはずっと言い続けてきました。合併以外に生きる道はないということは言うておりません。合併したほうが私の考えでは、よりよい幸せに一步でも近づけるのではないかというような話はさせていただいた記憶はあります。

そういう流れの中で、ほかの2つは実施されたけれども、ほかの2つは相手がある問題ではありません。町民の合意も踏まえ、館林市との幾ら推進したくても、どこかで先ほども言ったように、だから先ほど小森谷氏の質問の中にも主体性はどこにあるのだと、主体性はまずはずっと言い続けてきているのは、テーブルに着くことがそのものが推進だと、その結果として議会の同意も得て、あとは先ほど法律論も出しましたが、

町長が強引に進められる仕組みにもなっておりませんし、そういう意味ではまずは真摯にあとは皆さんの判断を大事にしながら、町民の利益を考えながらという方法きりないだろうというふうに判断をしております。残念なのは板倉町の今出している最低限のことを、そのほかにもあるのです。小森谷氏の質問の中にも例えばセンター地区の問題とか、そういった問題ももちろん譲るつもりは基本的にはありません。ということも含め、それで最低限合併協議会が合意をしていければ、最終的には議会の判断になるということで、それらも踏まえながら、町長が強引に進めても、そういう仕組みもあわせ持っておりますので、ただ選挙のときには反対という立場とどちらかという推進をしたいという立場で戦ったことは事実であり、その結果が今日務めさせていただいているということもありますので、本旨ののっとなってできるだけ頑張りたいということで、ただサービスが余りに下がることなんかは初めからもうクレームというか、条件の中に強く入っておりますので、そういうことであります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これ状況を見据えながら、推進を前提に話し合いを進めていくのだというようなご答弁だったかなと、そういう内容、解釈でよろしいでしょうか。

これ協議の場は法定合併協議会というのが前回までに11回行われて、私の前の質問の中でも出てきましたけれども、町からと市から同数の委員さんを選任をして、今23でよかったですでしたっけ。ちょっと数の異動があったので……

[何事か言う人あり]

○2番 針ヶ谷稔也議員 基本的には同じ役柄の方の団体代表ですとか、立場の方を出して、同数で、農協の組合長が1人両方に該当するのということ、あと請求代表者という席があったと思います。これ一応立場的には市の代表と町の代表というような、一般的に見ると協議会の委員の立場というのは見えるわけですが、これ町長にご確認したいのですが、一応選任はされたわけですが、これ町長の判断というか、オーケーですよというのをもらって、あの場に座っていらっしゃる。これは、間違いありませんよね。そうすると、その方の協議会における判断で挙手の判断がありますよね。あとは意見を発言される内容はありますけれども、これは町としてはどのような範囲で捉えられているのか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 全体の協議会の場という場が1つありますが、その前段として私は個人的な今の時点での考え方は、板倉町を代表する委員さんが例えば10なり、11なり、農協の勘定のしよによって、なっていますが、その人たちが5対5ということになるとまた困るけれども、いずれにしても一定の比率で、やはりこの時点でこういうことではやむを得ないとか、いろんな時によればそういう事前の判断を仰ぎながら、まずは板倉町の委員さんが進めと言えれば絶対に進まなくてはならないよね。だけれども、板倉町の委員さんがとまれと言えればとまる以外にないと。とまる原因は何かと。それは調整で相手方と話し合いはできないとか、手を尽くした上、とまることばかり話ししていたのでは推進協議会ではないですけども、でも形としてはそういう事態も想定をしながら、まずは全体意見の前に意見調整をするということで、正直言ってついでこの間から板倉町としてこういう問題に対して、その場でぼんとやるよりも、意見調整はできない。板倉町の議員みんながこうだからということだから、倣いなさいと、個人の考え方を述べる権利も持っていますし、

ですが、町長の判断として時によれば、まずは板倉町の代表者の望む協議会委員のその方向性も重要視をしていくと。それを踏まえて合併協議会に行く必要もなくなる場合もあるのかもしれない、論理的には。ということで、その都度大変な立場で判断をしてみたいと。また、逆に言うとも強引にということも言われるのも嫌ですから、むしろそういう意味では合併協議会の委員さんに丁寧にできるだけ説明をし、秘密はできるだけ、今まで秘密は持っていません。全部話をしてくれていますが、そういう形であります。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 というのは、あそこで発言される内容あるいは手を挙げられる数というのは、町の前途を左右する場合が今後出てくるわけでありまして。そこに対して町としてどのようなお考えがあるのかと、これ今の答弁ですと、委員さんを信頼をして正確な判断をしていただけると確信を持って委員を送り出しているというような認識だと思っております。

そこで、町長もご記憶にあるかと思うのですが、この間の第11回の協議会の中で、項目でいいますと何番だったですか、合併協定項目5番の財産及び債務の取り扱いについてという協議がなされたと思うのですが、そこでの発言で、これ板倉から選出された委員さんの発言なのですが、これ協議会に提出するデータは、見方によると反対派に優位に働くような表記の仕方であるので、これは時間経過なり、表記の仕方を工夫してもらいたいというような表現があったのをご記憶あるかと思っております。これ財産及び債務については、これホームページ等でも検索できますし、公のデータだと思うのですが、それをこれ協議会だよりも出ていくわけですが、そういった部分の中である程度加工をしてデータを出していく。大きい、小さいはありますけれども、今国の中でもめている問題とさほど変わらない問題だと思うのです。これを町から選出している委員さんの口で表現があったということに対して非常に違和感を持っているのですが、それに対する町長の意見を伺いたいのですが。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 委員さんがどういう発言をしようが、公の合併協議会での発言でありますから、自己責任も伴い、ともに町の幸せを考えた上での表現ということになれば、その論評は基本的には避けたいと、自由の場であるから。聞いた人がどう判断するか、あるいはさらに言った人の言い間違いがあったのかどうかも含め、非常にそういうことで発言は全て尊重しているということではありますが、例えばこの間の今話が出たあの発表のデータをつくった時点、それはどういういきさつであったか、私はわかりません、どちらに優位とか不利とかということも含め。ですから、それは財政課長に答弁させたいと思っております。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 第11回の合併協議会に提出しました財産の関係でございまして、28年度末の決算の結果でございまして。そのようなものをこれは公表されているものでありますので、それを出したものであります。今後につきましても、最新の情報というような形で出すようなことで協議がされるのかなという感じをいたします。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 町長のご答弁ですと、個人の責任において発言はなされているのだということで

すけれども、これ傍聴ですとか、一般の方のとりようとなると、その方の座っている席の印象も含めまして、ではいろんなものが町民に示されるデータは本当に明らかなデータであるのか、ある意味意図を持って加工されたデータであるのか、今回の国会の問題と同じですよ。そういった疑念につながるような発言ではなかったのかと心配をしているのです。

ですので、確かに委員さんの責任で、本人の責任で発言をしていただいて、挙手をさせていただく、その方針というのは構わないと思うのですけれども、町の代表として我々傍聴なり、一般の方は見ているわけですよ。ということは、さっきそういうことはありませんよと答弁なさいましたけれども、町の考えがその人たちを代表として出ていくという認識のもとにその協議会を傍聴していると思うのです。その中での発言ですので、ちょっと重たいような気がするのですが、それもやはり個人の責任ということでよろしいでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 特定のこれからももしかしたらあるかもしれませんが、板倉から聞いて、館林市の1人の人の発言がという全く逆のケースもあり得るかもしれません。でも、あなたの考えが間違っているのですよ。訂正しなさいとも何とも誰も論評はできないはずでありまして、そういう意味では自分の立場を考え、町民の幸せを考えという、いつもそういう論理、言葉になるのですが、その上での発言は一応は、一個人として、委員さんとして発言をされ、その全体を踏まえた上で協議会の会として時には判断をし、結論を出すということの手順において何らいささか異議を挟むものでもないだろうと、個人の発言の権利を奪うものは何びととて許されないだろうというのが民主的な世の中だろうというふうに受けとめるのは、どう受けとめるかはわかりません。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 いずれにしましても、先ほどの青木議員の一般質問の中にもやはり検討するデータというのは、ありのまま出していただいて、それで真摯に検討するべきだというようなお話の内容だったかなと思いますので、今後協議会におきましても、町の協議におきましても、そういった方向でデータの取り扱い配慮していただければと思いますので、よろしく願いいたします。

時間も迫ってまいりましたので、ちょっと簡単だったのですが、次に移らせていただきます。3番のAEDの活用状況についてということですが、町の公共施設におきましては、これAEDが既に全施設設置済みかなというふうに考えておるのですが、これ設置については法的な根拠ってないのですよね。ある程度人数が集まるところにおいては、配置したほうがいいですよというような多分内容だったかなというふうに思います。これ実際に目の前でこういう事態が起こったときに、どう対処ができるのかというと、私過去に2回やったことあるのです、救急救命というのを。心肺停止状態の人間を蘇生させたことが2回あります。そのときはまだAEDがなかったので、そのときの方策としては人工呼吸と心臓マッサージという形で蘇生に至っているのですけれども、今はこのAEDという機械があって、このAEDというのもこれも魔法の機械ではなくて、AEDが稼働する状況と稼働できない状況というのがあって、これは難しい。どうしたらそれがわかるのだということですが、これ話によりますと、機械が勝手に今通電をしていい状態であるか、通電してはいけない、通電しても効果がない状況であるかというのは判断してくれるそうです。ですから、

そういった知識の植えつけです。そういう場面に立ち会ったときに、そういうことが行動ができるかどうかという部分で、誰がどこでそういう状況になるかというのは、これ神様でもわからないと思うのですが、ただその場にいた人がちゅうちょなくその行動をとるためには、やはりそういう知識を普及させていく必要はあるのだと思うのですが、それを総務課にお願いするというのは、ちょっと方向の違うお願いなのではないでしょうか。どのようにお考えでしょう。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 AEDの関係につきましては、板倉町全体として取りまとめているというところが、現在のところでは、今のところ明確なところが担当課がありません。つまりAEDを置いている各部門ごとに行っているということになっております。ただし、特に例えば今のご質問の中では、講習会にかかわるものかと思うのですが、そうしますと、その講習会を一番行っているのは、板倉消防署になります、人数的に。そういう意味からすると、役場の各課で行っているものを例えば総務課が音頭をとって、どこかまとめるような形でやっていくことは必要かと思えます。

また、消防署のほうで現在講習のほうも3種類の講習があるのですが、その中で1年間に400名近い方に講習を受けていただいておりますので、そちらを中心にいろいろアピール、宣伝等はやっていくことが効果的な面では大きいのかなとは思えます。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 これは、大きく4種類講習の内容もあるのですたっけね。応急というのと救命Ⅰと救命Ⅱと上級救命でしたか、4種類ぐらいあるのですけれども、応急処置というのは、これ3時間未満で研修は終わる。救命Ⅰになると3時間は確実にやらなければいけない。救命Ⅱになると4時間はやらなければいけないということで縛りが多くなるので、なかなか時間的な条件というのは難しくなるのですが、応急Ⅰでも、AEDですとか、心臓マッサージや、けがの応急処置等を含めて計画的にやっていただけるかと思えます。

これからさらに高齢化が進んでいきます。介護状況も在宅介護ということで、自宅で介護をなさいたいというような施策に移行していくのかなというように思いますが、だからそういうふうには危険度を持つ病気の方ですとか、あるいは今まで健康な方でもこういった今年みたいに日中暖かくて、夜、昼の気温がどんとおこちたときに、気温差による血圧の変化に対応できなくて急に心臓が停止したりとかというような場合もあるわけですよね。その現場にいらっしゃる方は誰だかわからないとなると、今これ課長と同じ書類をもらいました、板倉の署長さんに。それで、29年度に講習を受けられた方の名簿もいただきました。学校職員ですとか、幼稚園ですとか、あるいは消防団、婦人消防団と、その義務に当たる確率の高い方は講習を受けていただいて、役場の方も29年度40名ですか、実績が出たのですけれども、板倉の町役場は140人から職員がいらっしゃいますので、これ1回受けると、たしか2年ぐらい大丈夫だったのですか、次受けるの。2年に1度か3年に1度のあれかなと思ったのですけれども、やはり計画的に40人ですと3サイクル、4サイクルなりやはり計画をしていかないと全員が講習を受ける機会というのはいかないかと思えますので、その辺は総務課さんの音頭でやっていただけるのかなと思うのですが、人事面のことで、どうですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 職員の研修という部類に入るかと思います。研修をやる場合には、職員研修として位置づけるということであれば、職務の一環として総務課の人事係のほうで担当いたします。そうなりますと、勤務時間を使ってやることになりますので、毎年ということにはちょっとわかりませんが、何年か一遍はそういうことも当然必要かと思います。

それともう一つは、これは任意の研修になります。職員の中の任意の研修ということになるのですが、それを使ったのが去年、そうですね。年が明けましたので去年になりますけれども、職員会という親睦組織があります。この中で希望者を募って研修を行いました。そういうことで研修自体には公的なものと任意のものがありますけれども、公的なものに関しては、総務課のほうで計画を立てて行うことは可能というか、やることは必要だと思います。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 よろしく願いいたします。あとはやはり区単位、行政区単位でもできれば計画を立てていただいて、20人でも30人でもやはり現場に一番近い人たちにそういった知識と経験をしていただくことも必要だと思しますので、どこの担当になるかわからないですけれども、前向きに検討していただければと思います。

救急の出動率も年々増加しているようであります。なかなかその救急車に乗ってからのこともあるのですが、問題も抱えているのですが、乗せられない場合もある。というのは救急車到着時に心停止が確認されて、救命の余地がないというような場合には、もう救急車にも乗れないというような場合もあるようです。蘇生術を施していれば、その蘇生の間というのは、心臓というのは動いています。それ救急車に乗れる確率というのは格段にアップしますし、救急車が到達するまでにこれ今、板倉町で8分近くかかっているのです。7.6とか7.8分かかっています。ということは状況を見つけて救急車が到着した時点では既にもう10分近くたっていることなのです。やはりそういった循環器系の疾患の場合には、最初の1分、2分の初期の対応というのがその後の回復力ですとか、延命に非常に大きくかわる。初期の3分間が命だよというようなことは、これは講習を受ければ多分皆さんお聞きになるかと思うのですけれども、そこでちゅうちょなくやはり行うか行わないかという差がその人の命を救うか、救わないかにかかってきますので、ぜひ前向きに検討していただければと思います。よろしく願いいたします。以上です。

あと3分あるのですけれども、4番のごみの収集について1点だけ。去年から収集方法を広域収集に変わりました、方法が変わったかと思うのですけれども、本年度出た問い合わせや苦情についてと、あと来年度ここは変わりますよというのをあれば、済みません、時間がなくて。よろしく願いします。

○青木秀夫議長 山口環境水道課長。

[山口秀雄環境水道課長登壇]

○山口秀雄環境水道課長 それでは、ただいまごみの収集の関係でございまして、今年度、29年度から新しい収集の方法に変わったのですが、基本的には以前と収集回数と収集日、これは変更がありませんでしたので、可燃ごみと生ごみを一緒に出すと、こういうのは新たに始まったことではありますが、大きな問い合わせはなかったというような状況になります。ただ、29年から一応資源ごみについてまた分別が始まったということがありますから、その辺につきまして、例えば収集回数が足りないのではないかとというよ

うな話もありましたが、それにつきましては状況を少し判断させていただいてというようなことで、今見守っている状況でございます。

それと、新たに今度30年度からにつきましては、資源化センターが今年30年3月31日で一応終わりますので、それ以降につきましては、今まで資源化センターに持ち込んでいたものについて、基本的に今度はこういうところに持って行ってくださいというような形でお知らせする方向で今手続を進めておりますので、よろしく願いいたしたいと思っております。

以上です。

○青木秀夫議長 針ヶ谷議員。

○2番 針ヶ谷稔也議員 ごみの収集については、これ変更点ですとか、いろんな分については広報を活用しての広報活動できるかなと思いますし、あとなれるまでの1年間というのは、やはり皆さん試行錯誤でやっていて、ある程度どこかでごまかしながらやっている部分もあるかと思うのです。だから、それを見て見ぬふりをするのか、あるいは改善として、この地域はこういう傾向にあるので、こういうところを改善をしてくださいという方向で取り組んでいくのかという部分は、これ町として姿勢をきちんとつくっていく必要があるのかなと思うのです。ですから、やはり出したら出しっ放し、集めたら集めっ放しで、そういうことではなくて、状況確認をしていただきながら、最終的に最後に問題が起これないように、問題が大きくなれないように、これは先ほどの農地のあれとも同じですけども、最初から手を入れて、やはりきちんと見守っていく必要があるのかなと思いますので、この資源化センターについてもぜひ今日お聞きしたかったのですが、これにつきましては次の課題にさせていただきたいと思っております。時間の短い中、ありがとうございました。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○青木秀夫議長 以上で針ヶ谷稔也議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

13時30分より再開いたします。

休 憩 (午後 0時32分)

再 開 (午後 1時30分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告4番、荒井英世議員。

なお、質問の時間は60分です。

[6番 荒井英世議員登壇]

○6番 荒井英世議員 6番、荒井です。早速ですけども、質問いたしたいと思っております。

まず最初ですけども、広域化に伴う国民健康保険の運営ということでお聞きいたします。国民健康保険の運営につきましては、ご存じのように平成30年度から群馬県が財政運営の責任主体となりまして、国保運営に中心的な役割を担うことになりました。では、その背景ですけども、国保の持つ構造的な課題、問題といたしますか、つまり国保加入者の年齢が高くて、医療費水準が高いこと、それから低所得者が多くて、小

規模保険者が多いということが挙げられます。そうした背景のもと、今回、従来国保は市町村が個別に運営してきたわけですが、今回の制度改正におきまして、何がどのように変わったのか、あるいは保険税はどうなるのか、そういった部分についてお聞きしたいと思いますけれども、まずその前に単純な質問なのですが、群馬県では国保運営に係る運営方針を策定したと思います。その中で対象期間、対象期間ですが、平成30年度から平成32年度、3年間に設定しております。当町におきましても、30年度から32年度までの3年間についていろいろ設定しているわけです。まず3年間、その対象期間ですが、設定したまらず理由をお聞かせください。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 県のほうの国民健康保険運営方針につきましては、今、荒井議員さんからご質問のとおり、対象期間が平成30年4月1日から33年3月31日までの3年間ということで設定されております。これは、おおむねこれまで広域化の方針ということで、毎年計画のほうの方針は策定されてまいりましたが、今後はこの3年間というのが今度運営協議会、県のほうも運営協議会が正式にまた30年度から設置されますが、運営委員会の委員さんについても任期が3年間ということで委嘱されます。そういった期間等とも合わせて、ある程度計画の期間、単年度でなくて3年間を設定した中で運営の方針を定めて事業のほうを展開していくと、そのような考え方に立っておると思っております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 そうしますと、当町では3年間いろいろ税率関係も見込んでいるわけですが、一応3年をめどに今後は3年目が終わったら、次の4年目から例えば3年スパンで国保の税率関係ですか、そういった部分を見直していくということなのでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 現時点ではそこまでは見据えてということでは考えてございませんが、今回の税率の改正につきましては、4方式から3方式、資産割を廃止するというので、単年度で一気に1年で税率の方式を変えるというのは非常に影響が大きい関係で、3年間をかけてという形で税率のほうの改正をさせていただくという考え方でございますので、その先の3年間につきましては、またその後も毎年県のほうから納付金の関係やら、標準税率というものを示されてまいりますので、そういったものを見ながら検討させていただくように思っております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それでは、通告した最初の質問なのですが、1点目の質問ですが、群馬県と板倉町のまず役割分担についてお聞きしたいと思いますけれども、例えば町の役割として資格管理、これは被保険者証の発行、それから保険料率の決定であるとかあると思うのですが、簡単に結構です。町はこんなことがありますよ、県はこんなことがありますよと、その部分だけお願いします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 先ほど荒井議員さんからもお話出ましたが、県は財政運営の主体ということで、

4月から保険者として市町村と共同で行うということになりました。その中で今お話も出ましたが、国保の運営方針というものも県のほうで定めて、統一的な事務に向かって進んでいくということになります。町におきましては、今もお話が出ましたが、これまで加入いただいています被保険者の方との関係がございまして、引き続き資格の関係とか、保険給付の関係とか、保険税率の設定と国保税の賦課と徴収業務、それとまた健診等の保健事業の実施等については、市町村がこれまでと変わらずに実施をさせていただくようになります。ですから、直接的には加入者の方にとりましては、これまでとは変わらないような形ということになってまいります。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 ちなみに被保険者証の発行がありますよね。それは従来でしたら板倉町ですけども、当然群馬県で発行するわけですよね。群馬県と出てくるわけですよね。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 現在お使いいただいています国保の保険証が今年の9月いっぱいまでお使いいただける保険証が出ていますので、4月1日から制度的には群馬県も保険者となりまして変わるわけですが、次の更新のときまでは現在の保険証をお使いいただく形となっております。保険証の中にこれまで今お話ありましたが、県というものは出てまいりませんでした、群馬県という形で入ようになる予定でございます。資格取得年月日というのは、適用開始年月日という形になります。また、保険者名がこれまでは板倉町ということでございましたが、交付者名……

○6番 荒井英世議員 交付者名。

○落合 均健康介護課長 はい。交付者名という形になりまして、市町村の印を押されたものを交付させていただくような予定になります。ただ、こちらは群馬県内で住所を移動される場合については、資格については変わらないわけなのですが、保険証については記号・番号等が変わりますので、県内で移動された場合についても保険者証は、例えば館林市に転出にされた場合については、館林市で手続をいただいて、館林市で保険証のほうは受けていただくような形となります。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 2番目の質問ですけども、国保財政の仕組みと、それから3番目の賦課と徴収、これはあわせてお聞きしたいと思いますけれども、まず財政の仕組みですけども、県は納付金の額の決定、それから給付に必要な費用を全額市町村に対して支払います。国保財政の入りと出を管理するわけですけども、市町村は県が決定した納付金を県に納付するということですけども、その納付金につきましては、市町村ごとの医療費水準、それから所得水準を考慮してやるということなのですが、まずそのような認識でよろしいのでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 今、議員がおっしゃったとおり、各市町村ごとの医療費の水準と所得の水準を考

慮した上で算定を行うという形となっております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それでは、その納付金なのですから、板倉町の平成30年度の予算を見ますと5億4,947万7,000円が計上されております。この納付金の算定方法ですから、県が県内の保険料必要額を市町村ごとの被保険者数と所得水準で案分して、それぞれに医療費水準を反映することで決定するということなのですから、簡単に申しますと、県全体の保険給付費を推計して、国、県の公費と前期高齢者交付金を算定して納付金の県全体の総額を算定するということです。それを各市町村に割り振ることだというふうに認識しておりますけれども、その納付金の算定方法についてお聞きしたいと思いますけれども、あわせてその県全体の保険給付費、医療分とか、後期支援金分とか、介護納付金分、それを全て合わせた県全体の保険給付費、それとその総額、その総額と県全体の納付金総額、もしそれがわかりましたら、その納付金の算定方法とあわせてお願いします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 算定方法につきましては、非常にこれは現実的には細かいこんな表ですので、ちょっと口頭で説明するのは難しいかと思うのですが、先ほど議員さんおっしゃったとおり、県全体の医療費の推計を出しまして、その中から交付金等々を県の段階で差し引くもの等を引いて各市町村のほうに割り当てというものでございます。

県全体の医療費の関係ですが……

○6番 荒井英世議員 課長、もしわかった段階でいいですよ、それは。県全体の保険給付費の総額と、それから納付金の総額。

○落合 均健康介護課長 納付金は、済みません。お待たせいたしました。585億8,340万2,533円となります。

○6番 荒井英世議員 それが納付金。

○落合 均健康介護課長 納付金の県全体の合計額です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今の県全体の納付金の総額が585億8,340万円ちょっとですけれども、ではその納付金につきましては、各市町村ごとに割り振るということですから、その割り振り方ですから、市町村ごとに医療費や所得の状況、それから加入者の人数や世帯数に応じて算定すると思うのですが、例えば医療費が高い市町村については、当然負担が多くなりますよね。低い市町村、負担が少ないと思うのですけれども、その板倉町の現状ですか、状況、医療費は例えば県内でもどのくらいなのでしょう。高いほうなのでしょう、低いほうなのでしょう。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 板倉町につきましては、中間的な位置でございます。所得につきましては、県内でも高い……

○6番 荒井英世議員 高い。

○落合 均健康介護課長 はい。部類、上位にランクされております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それから、納付金ですけれども、平成30年度が5億4,947万7,000円、これは板倉町ですけれども、これは1人当たりになるとどれくらいになるかということなのですけれども、これ加入者数で割ってもらえれば出る数字なのですが、それと比較する意味で、恐らく県でも平成28年度の決算ベースでいろいろ試算していると思うのですが、その平成28年度の決算ベース時の1人当たりの納付金のこれ相当額になると思うのですけれども、もしそれがわかりましたらお願いします。例えば県で算定したのを28年度と30年度の数字があると思うのですが。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 先日、上毛新聞のほうに出ました。そちらで比較いたしますと、平成28年がお一人当たりですと13万2,058円でございます。今回が12万838円ということでございます。これは、先ほどの納付金に対しまして、5億4,772万7,490円を4,529人の加入者数ということで、30年度分は割り返したお一人当たりの納付金となります。ただし、この30年度の板倉町の納付金につきましては、先ほど議員さんのお話の中で前期高齢者の交付金という歳入の部分については、差し引いてという、調整してというお話ございましたが、この分が町に納付金を割り当てられる前段で過年度分の精算で追加で交付になる額が1億円を超える金額がございまして、その分を差し引いた後の納付金ということで5億四千何かがしという額になっておりますので、特に30年度の納付金については、そういった特別な事情、過年度分の精算額が引かれたものでありますので、特にそういったこともありまして、額が下がっているというような状況ということをご承知いただければと思います。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それから、納付金の算定後ですけれども、前出された資料を見ますと、市町村ごとの保険税必要額を算定するということです。板倉町では平成30年度が4億2,739万円ほどで、31年度が納付金が6億3,736万円ほど、これ推計ですけれども、保険税必要額が6億837万円ほど。平成32年度を見ますと、これは納付金が6億2,123万8,104円、これも推計ですけれども、それで保険税必要額が4億8,634万円ほどと示されております。

平成30年度の納付金ですけれども、これが過年度精算額1億1,170万3,858円が減算されているということですから、31年度の納付金が増えるというのは理解できますけれども、そこで保険税必要額についてですけれども、県では県内一律の算定方法で標準保険料率を算定しました。それが所得割、均等割、平等割の3方式を採用していますけれども、その標準割合見ますと、所得割が約50%、均等割が約35%、平等割が約15%で、その応能割合、所得です。そういった部分の応能割合と、それは均等と平等の応益割合、それをそれぞれ50%に近づけて設定しています。ただ、この標準保険料率ですけれども、板倉町が税額を決める際のあくまで参考ということですから、実際のこの税率決定に当たって、板倉町のその決定に当たって何をポイントにして決めたのか、その部分をちょっとお聞きいたします。簡単に結構です。例えば50対50にしたとか、それに近づけていくとか、もう一つ資産割の廃止というのがありましたね。そういった部分ですけれども。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 国保税の税率改正の中でポイントということでございますが、今、議員さんのお話の中でもございましたが、応能割と応益割、これは現在所得割と資産割、均等割、平等割、4方式で国保税のほうを課税させていただいて、納付いただいておりますが、この方式を資産割をなくすという3方式というのが県のスタンダード、標準方式ですので、まずは資産割を廃止する、なくすということが1つございます。

それと、所得割と均等割、平等割の割合が現状ですと64対36とか、医療分にいたしますとそういった状況ですので、これを50対50に近づけていくということがございます。

それと、後期高齢者支援分と介護分の実際納付金からいたしますと、納めていただいている課税の不足もございますので、これもなくしたいということです。そういったもの等々合わせまして、法定外の繰り入れについても、できれば解消したいという中で、県から示された納付金と、また町のほうで独自に行う保健事業に必要な保険税ということで、いろいろなものを加味させていただいた中で、3年間で調整をさせていただくという設定をさせていただきました。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 まず、その資産割なのですけれども、今回32年度には廃止するというので、一応段階的に縮小して32年度に廃止するというのですけれども、その資産割を廃止する理由なのですけれども、私は個人的には資産割を廃止することは賛成です。以前から資産割につきましては、固定資産税との二重課税であるとか、あと居住専用の土地、家屋ありますけれども、そういった収益性のないものでも、課税対象であるわけです。つまり固定資産税の所有なのですけれども、これは所得に添加されないし、税負担能力をあらわすものではないと思うのですけれども、まず基本的にその資産割のいろんな自治体、今廃止の傾向で来ていますけれども、その基本的に廃止する理由、それをお聞かせください。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 今、議員さんからお話ございましたが、まずは県のほうの標準の算定方式がもう3方式ということで、資産割はないというものです。所得割、均等割、平等割のこの3方式に向かっていくということは、もう数年前からそういった形で、広域化になる前からそこを目指しましょうということで取り組んできています。

具体的には、今お話ございましたが、資産割については条例のほうの改正のときも担税能力という、ちょっと難しい言葉使わせていただきましたが、直接収入にはかかわらず、資産としてお持ちいただいている場合に納めていただく、固定資産税について納めていただくということです。特に都市部なんかですと、居住用の資産についても、やはり資産割がかかってくるという部分もございまして、特に都市部を中心に資産割のほうが先行的に廃止されてきているのかなという、また所有者の方の名義の資産でないと課税はされないという部分もございます。また、その板倉町町内の資産でないと、やはり課税にもなりませんので、いろんな面から考えますと、やはり資産割というのは廃止すべき方向なのかなということで、なくしていくということでございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 資産割は段階的に縮小して、32年度に廃止するということですが、資産割の税額の減少した部分を当然ほかの部分、例えば所得割とか均等割とか平等割、そちらのほうに上乘せというか、乗せなくてはなりませんけれども、参考にちょっとお聞きしたいのですが、28年度決算で、その資産割の部分、どれだけの税額があったのでしょうか、参考までにお聞きいたします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 申しわけございませんが、ちょっと手持ちの資料では持ってありません。現行の税率のまま試算したものがございしますが、ちょっとお時間をいただいて……

○6番 荒井英世議員 結構です。

○落合 均健康介護課長 議員協議会のときの資料に改定案の中で資料の2の1というもので、資産割、現行の税率で課税させていただいた場合の調定額ということで、資産割と医療分と後期分と介護分というので、それぞれ所得割と資産割と内訳出しておりますので、こちらですと6,000万円の……

○6番 荒井英世議員 後で結構ですよ。

○落合 均健康介護課長 およそ7,200万円なのかなという感じでございます、試算の中では。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 平成30年度からの税率ですけれども、前示された数字見ますと、特に医療分ですけれども、現行所得割が6.7%、資産割40%、均等割が2万円、平等割が2万2,000円、では30年度になりますと、所得割が6.5、資産割が30、均等割が2万3,000円、平等割が2万3,000円、31年度、32年度と年を追うごとに所得割は減っているのですけれども、当然資産割は32年度でゼロになります。均等割が32年度においては2万9,000円、平等割が2万5,000円になるわけですけれども、今、資産割の分をこの所得割、均等割、平等割、この3つの中へいずれにしても乗せなくてはいけないわけですけれども、普通に考えれば、例えば応能部分の所得割ですから、その辺が増えてもいいのではないかという感じがするのですけれども、今回は特に均等割と平等割、均等割ですね。これが増えているのですが、その辺はどういった理由でやったのでしょうか。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 その点につきましては、先ほど改正の考え方の中でご説明申し上げましたが、現在の応能と応益割、所得割と資産割の負担と均等割、平等割の負担割合が64対36ということで、こちらも応能応益の負担割合が50対50というのが標準的ということですので、資産割を除いても所得割で課税させていただく部分と、均等割、平等割の部分について50対50の負担割合、賦課割合という形で調整をさせていただくというものでございます。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 そうしますと、あくまで50対50に合わせるために、この辺は例えば今現在6対4ぐらいですよ。それを50・50にする意味で、例えば所得割は少なくして、その他の部分を上げたということですね。

○落合 均健康介護課長 はい。

○6番 荒井英世議員 はい。それから、今回の税率改正に合わせまして、幾つかのモデルケースが示されました。現在の保険税と比較しての増減ですけれども、それを見ますと、年金収入の所得が多くを占める世帯は、それなりに減額されていきますけれども、所得が100万円以上かな、それになると意外と増額されてきます。これについて客観的に見て、どういうふうに判断されているのか、その辺ちょっとお聞きしたいと思いますけれども、平均的にはやはり増額という形なのでしょうか、全体的に。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 そのご家庭、ご家庭によりまして、加入いただいている状況とか、資産の状況とか、収入の状況が違いますので、一概には申し上げられませんが、当然資産割が廃止ということですので、これまで国保に加入いただいている板倉町の被保険者の方の標準的な、平均的な固定資産税の額というのが9万円納めていただいている方が標準的な固定資産税の額ということでございましたが、その固定資産税をお持ちでない方については、当然今度は平等割、均等割の部分が値上げさせていただきますので、その部分の負担が増えてまいります。ただし、所得の部分が低い方につきましては、軽減制度が今度きいてまいりますので、そういった軽減の対象になっていらっしゃる方も増えてまいります。単純に資産をお持ちでなくて、ご家族が多い方ですと、やはり人数割の部分で段階的にご負担をいただく額が増えていくという形になってまいります。

先ほど申し上げました議員協議会の資料でもちょっとお示しいたしましたが、現行の税率と段階的に平成30年度で試算させていただいた資産割6%、介護分2%と、現行から若干調整をさせていただいたものと、現行の税率よりも1,600万円ほど調定額は増えるかなというような見込みであります。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 では、ちょっと時間の関係ありまして、ちょっとはしよりますけれども、保険者努力支援制度があります。これは医療費の適正化に向けた取り組み等に対する支援ということですが、例えば重症化予防対策、それから特定健診の受診率とか、そういった取り組みに対して加点を加えて、それに応じて支援するということだと思いますけれども、板倉町の30年度の予算書を見ますと、県補助で保険者努力支援分として712万7,000円が計上されていますけれども、この制度の内容についてちょっと簡単をお願いします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 こちらは保険者努力支援制度というものは、医療費の適正化に向けた取り組みについて国に対します、国からの県と市町村に対する支援金の交付制度ということでありまして、平成28年度から国の公費の拡充によりまして、前倒しということで、本来であれば30年度からということなのですが、前倒しで実施されております。具体的には特定健診とか、特定保健指導の実施率の向上、それと個人へのインセンティブの提供、それと後発医薬品の使用促進、ジェネリック医薬品の使用促進など、こういった医療費適正化に資する取り組みの実施状況を評価指標として交付金が算定されていくというものでございます。

29年度につきましては、本町におきまして糖尿病の重症化予防の取り組みを新規で実施しております。30年度につきましては、加えまして重複服薬者、重複の服薬者の方に対する取り組みを実施してまいりたいとい

うふうに考えております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 最後の質問になりますけれども、平成30年度から広域化されましたけれども、各市町村によって保険税率はまだ異なっています。同じ家族構成、同じ所得であれば、どこの市町村でも保険税額が同じになることが適切だと思っていますけれども、それには一本化しなくてははいけません。これは、将来的な課題だと思いますけれども、その一本化の部分、県内一本化、それは現段階でどのように検討されているのか、ちょっとその辺をお聞きいたします。

○青木秀夫議長 落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 一本化の部分でございますが、先ほど議員さんからもお話ございましたが、群馬県の国民健康保険運営方針の中に記述がされてございます。こちらはとりあえず対象期間が先ほどお話出ましたが、平成30年4月1日から向こう3年間ということでございますが、この期間におきましては、保険税水準の統一ということで、本県においては市町村の医療費水準に差があることから、徐々に保険税水準の統一を進めていくということとされております。また、健康づくりや医療費適正化に向けた取り組みを進めつつ、保険税水準の統一を目指すべき課題として位置づけ、県と市町村で協議していくということで、少なくとも向こう3年間はまだ県内で医療費水準に差があるということで、医療費水準の低い市町村から見ますと、いきなり一本化というのは難しいだろうということで、今後統一を目指していくというような考え方となっております。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 次の質問に入りたいと思いますけれども、質問通告でいきますと、中期事業実施計画2番目で、3番目、合併協議会なのですが、ちょっと順番変えまして、合併協議会についてちょっと質問したいと思います。

今日、合併については午前中お三方がいろいろ質問しましたので、私のほうから余り細かいことをお聞きしませんけれども、ただ現在の協定項目の進捗状況と今後の課題ということで、重複するかもしれませんけれども、板倉町と館林市とのすり合わせに際してのスタンス、そういった部分について基本的な部分をちょっとお聞きしたいと思います。合併協議会につきましては、ご存じのとおり11回の会議を全て実施しまして、今調整しているところですが、ただ今後これ出ていますけれども、地方税の取り扱い、それから子育て支援金補助金、交付金の扱い、学校給食費、そういった難題が残っております。こうした協定項目を検討するに当たりまして、スタンスとして思い出してほしいのは、その合併協議会で当初協定項目の調整に当たっての調整方針、7つ基本原則ですか、立てました。この7つの基本原則ですけれども、それを改めて遵守していくべきだと私は思っているのですが、例えば一体性の確保の原則であるとか、住民福祉向上の原則、負担公平の原則、健全な財政運営の原則、それから行政改革推進の原則、適正規模準抛の原則、地域特性尊重の原則、この7原則が設定されました。この中で、特にこの住民福祉向上の原則ですけれども、これは板倉町と館林市で行っている各種住民サービスについては、そのサービスの水準に差異、違いです。差異のあるものにつきましては、その水準を低下させることなく、住民福祉の向上が図られることを原則に調整するとあります。これが基本的な原則です。

こういった協定項目を調整するに当たりまして、やはりこういった原則、これを念頭に置いて進めるべきだと思っています。今の協議会においてこうした原則が実際に生かされているのか、客観的な判断に基づいてちょっと答弁をお願いしたいと思うのですが、これは副町長ですか、幹事として。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

ただいま議員がおっしゃるとおり、調整方針の基本原則の3番目に住民福祉の原則が規定をされております。まさにここに書かれているとおりでありまして、私どもの協議に、幹事会の協議に臨むスタンス、姿勢としますと、やはり現在の板倉町のいわゆる住民サービスの水準に低下が生じないような、そういう姿勢で協議に取り組んでおります。相手方も恐らくこの調整方針は忘れてはいないとは思いますが、そういったことで取り組んでおります。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 それから、協議会の組織編成について確認ですけれども、これはこれも青木議員さんだったかな、質問したと思うのですが、まず専門部会があります。これは、政策企画部会、総務部会など8部会、役割としましては、会長の指示、または幹事会の要請によりまして、協議会に提案する事項等について専門的に検討して、協議会の調整案を作成するとあります。専門部会で作成した協議会の調整案を、それを幹事会に上げます。幹事会はそれを受けて、協議会に提案する事項について協議調整するということですけれども、いろんな規約等を読みますと、そういう感じなのですが、基本的にこういった流れで、確認の意味でよろしいのでしょうか。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

これまでは今、議員がおっしゃるような手順で進めてきております。ただし、専門部会で一応調整方針、原案がまとまったものをこれまで数項目だったと記憶しておりますが、やはり調整の内容が少々未了ではないかということで、専門部会へ戻したのもございます。そんな状況でやってきております。

以上です。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今まで見ますと、協議会に提案された事項につきましては、協議、審議するわけですが、協議会としては提案されなければ、実際は審議できないわけです。そうしますと、難しい協定項目につきましては、幹事会で調整できなければ、実際のところ協議会にも上がってこないということになります。調整の難しい協定項目、これは板倉町で実施しているけれども、館林では実施していない。その逆もありますけれども、そういった項目が主ですが、当然調整できなければ協議会は進展しないわけですから、その場合、板倉町としてはどういった対応をするかということで、午前中いろんなあったわけですが、ただ、1つの事業、政策ですか、それを考える場合に、これいろいろやられていますけれども、例えば今の人口減少社会、それから少子化ですか、そういった中でどういった事業、政策が位置づけをするのか、持つのか、その部分を考慮すべきであろうと思っています。

例えば学校給食費無料化の問題、それから子育て支援金の問題、そういったものありますけれども、こういったものは少子化に対応する施策としては、私はそれなりに効果的であろうと思っています。以前板倉町で総合戦略、それ策定したときに、参考としてアンケートをとっています、成人者対象に。それ見ますと、子育てに関する支援では、経済的負担の軽減、教育費等、それが最も多く、次いで医療体制の充実が挙げられています。また、定住、これに向けて力を入れるべき分野としまして、子育て、教育、医療、この3つの分野の充実を挙げています。やはりこうした過去板倉町でとったアンケートがあるわけですが、やはりそういったものは尊重というか、参考にすべきであると思っています。

こうしたことから、今、板倉町で実施している取り組みは、少なくとも継続すべきであると思っていますけれども、館林市との調整の中で、その少子化対策の部分については、基本的にこれからの将来的な部分考えて、やはり後退すべきではないと思っているのですが、午前中、町長が住民サービス、そういったものが低下する場合は合併には賛同できないということで申しました。そうしますと、今後ですけれども、調整の中で住民サービスが低下する一つの結論が生じた場合ですけれども、そういった場合は町長は合併協議会の一時休止も選択肢としてあるとおっしゃったと思うのですが、再確認ですけれども、やはりそういった形で一時休止、延期、こういった形になるかわかりませんが、それは変わらない見解でしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 変わらないと思います。でなくては、板倉町から選ばれた協議会の委員さんが納得しないでしょう。ということですが、それも微妙なところもある場合もあるので、基本的にはそういう形で臨みますが、問題が起こったら皆さんに考えていただくという以外にないと思っています。俺が一人で判断すべきものではないから、最後はでも一任をすれば、私が一人で判断します。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 午前中のその議論の中で、調整がつかないものについては、要するに合併協議会の中で例えばそれぞれの資料を参考に、協議会の委員がガチンコではないですけれども、協議するということがありましたけれども、それは要するにその方法と、もう一つは幹事会で上げていくということがあるので、現状で考えると、調整は難しい部分がありますよね、いろんな話聞いていますと。そうしますと後者の例えば全くの協議会に一つの例えば白紙の段階ではないけれども、それを上げて、それをお互いの協議委員で合併協議会の中で協議していくという方向性なのでしょうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 まさに先ほどの青木議員と小森谷議員、そして今の荒井議員のことを考えれば、これというものは私はないと思いますから、あくまで合併推進協議会ですから、皆さんがよしとすれば、当事者で話し合うことだって別に悪くはないと。ただ、今言った当事者の中で、例えば具体的に言うとうろかわかりませんが、商工会長は商工部門については明るいかもしれない。財政には暗いかわかりませんが、農業委員長は農業委員会の分野は明るいけれども、判断をするのは総合的な判断をする場合もありますからということで、事前に資料の提供、いわゆる議論のできるように最低限要請された資料は提示をし、説明をし、それを踏まえて両市町の代表者が議論をし、その結果、かんかんがくがく理解が得られないと、物別れとなれ

ば、それが事実になるのではないのでしょうか。

ということで、ある意味では、その上でどうにもならないから、あとは町長に任せるとか、館林市の首長の2人に任せると言われれば、2人で話し合うわけですが、それもできれば透明性を担保しながら、けんかに負けたとか、あるいは押しが強かったの、弱かったの、そんなレベルで時の首長が判断されては、それも嫌だということも踏まえ、いろんな形で私の頭の中には考えているものもありますが、まだいずれも、例えば小学校の再編もそうですが、合併の協議会のまさに結婚をすれば離婚ができないみたいなものもある関係上、どうしてもやむを得ない。説明会を持て。説明が足らないと住民の皆さんの声は十分そういうものも聞こえているのですが、説明するに足る原案のまだおよそ2分の1ぐらいきりできていないということですので、まだ時間はたっぷりあるし、先ほど特例法が云々、何が利点があるかないか。今になって、今になったからこそ、要するにこういう時代になってきて、自分の町で人口が40人か50人くらい年において出生していないという時代になってきているからこそ、ほかはどうでも私たちは自分の町の存続と幸せと、そういうものを国から音頭とられるということだけでなく、やはり今考えていくことは必要だろうと、それさえも基本的に拒否をして、だから荒井議員にも前にも言ったことありますが、協議を、話し合いを拒否するほうが非常に責任は重いだろうと、話し合っ、かんかんがくがくの議論をして、その結果、結婚ができる。とりあえず結婚ができない。時期をもう少し見ようとか、いろんな選択肢はあると思うのですけれども、そういう意味で我々は初めからいわゆる舞台にのらないというのは余りにも無責任であろうということで、でもありがたいことに板倉町では12人の中で議長がその当時、誰が議長だったかわかりませんが、11票の中で8対3で話し合いは進めようと。話し合いをすることはイコール合併ということではないということはずっと言ってきていることであります。結果がまとまれば合併もできるし、ということでそれは日本全国のデータを見れば明らかではないですか。話し合い、法定協を話をしたって、だめなところだっていっぱいあるし、でも周りを見たって、そんなに小さい町が一人で行っていいというほどの、状況を見ればそういう状況にあるというのも否定できないでしょう。みんな幸せになるために議論した結果として、それは合併直後は失敗したの何なのと言っておりますけれども、全部既に大きい船になってしまっ、大きな荒波にも耐え得る市政をつくっているというふうに私も見ている関係上、推進論者でいたいということでもありますので、だから心配ご無用ではないですか。町長が独裁ではありません。

○青木秀夫議長 荒井議員。

○6番 荒井英世議員 今、町長にちょっと訂正してほしいのですけれども、法定合併協議会が上程されたときでありますよね。8対3で、賛成が8、反対が3でしたよね。私は反対ですけれども、なぜ反対したかという、要するに法定ですよ、合併協議会。それは基本的に、時期的には尚早であると思ったわけです。何がでは必要かという、もっと自由にお互いに検討できる任意、任意協議会ってありますよね。それがまず優先ではないかということで言った覚えがあるのですけれども、決してその3名、それは話し合いを拒否したわけではありません。ですから、それは午前中も町長、おっしゃったのですけれども、決して……

[何事か言う人あり]

○6番 荒井英世議員 いえ、いえ、決して話を拒否しているわけではなくて、あくまで法定は時期尚早、それだったらそのかわりに任意協議会をつくったほうが自由な検討ができるという、そういう方向性でしたから。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今、そんなふうにも申しても……

○6番 荒井英世議員 しょうがないけれども、だけれども、話し合い……

○栗原 実町長 ただ、過去の実態はそういうことです。いずれにしてもここへ来れば、例えばそういう荒井英世議員でも一生懸命感じたことを発言をさせていただいておりますし、それは将来の板倉町にとって、結果がどうなるかが、心配なものをいわゆるしっかりと委員として出て行っていただいて発言をさせていただいていますから、今日、今回の所信の冒頭の挨拶の中で、それらも頭に浮かべながら、板倉町から選出をされた各委員はそれなりに真剣に対応していただいておりますということを述べたつもりでもありまして、批判をするつもりはありませんが、もともとこれは私は持論で言っているわけですから、話し合いもしないでチャンスを失ったと、取り返しがつかないという場合もあるから、合併を反対する人のほうが例えば責任は重いのではないかというようなことも事実2人で何回も言い合ってきていますし、それはそのままスタンスとして持ち込んでいただいているかどうかは別として、でもその立場で一生懸命議論していただいているということは感謝を申し上げます。

また、逆に賛成の立場の人でも、要するに心配な点があっても、俺は基本的に賛成だから、言いたくても言わないとかと、それも困ってしまいます。賛成は賛成の立場でも心配な面があれば、やはり正々堂々とちゃんと発言をしていくと、そういう意味で私は例えば副管理者という立場であっても、板倉町から選ばれた委員であるということで、座長あるいは副座長的位置づけにあっても、板倉町の何だかんだ言っても、最後決断をする、最悪の場合は。あるいは極端、最極の場合は。その私が発言ができないで何とすると、正面突破もしていることも皆さんご自身見ておわかりでしょうから、ということでともに真剣に考えた上での結論を、できるだけ私の立場はいい結論を出したいというだけであって、それを決めるのも、その後にもしかすると例えばさっき言った板倉町の人が5対5だと、10人で。その後誰に聞こうかと言えば、とれる道は1つか2つになるかもしれませんし、いろんな形をとって、ぜひできるだけ民主的に、そしてまたあと非常に問題があると思うのは、小学校の再編問題をこの間議会さんがやって、質問が出ましたが、質問というか、教育長からの答弁もありましたが、該当者は何百人もいるのに、何回やっても、事実反対、反対の声も確かにあると思いますが、反対の人は真剣に寄るかもしれませんけれども、寄らない人は事務方を信頼をして進めていいという判断をしますとうちの教育長が言ったようなてんまつを私も受け取っていますが、そういうことも含めて多様な判断あるいは表現もあるのだということも含めて慎重、真剣に一応未熟者ですが、判断をしておるところでございます。よろしく申し上げます。

○青木秀夫議長 荒井議員。時間、申しわけない。間もなく。

○6番 荒井英世議員 はい、わかりました。最後の質問です。

○青木秀夫議長 時間来ていますので、まとめてください。

○6番 荒井英世議員 合併協議会の役割ですけれども、私は最終的に住民に対しまして、町民に対しまして、合併の是非の判断材料、それを提示、出すことだと思っているのですけれども、その辺の確認でどなたかお願いします。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 判断材料を出すために合併協議会でやっけていまして、まとまれば自然にそういったものを中心に、それが説明会となり、説明会でわあわあ蜂の巣つついたようになれば、そのときどう考えるかとか、では来ている人が全部反対でも、ほかの町民はどう反対を考えているかとか、いろんな考え方を持てるだけ判断をまとめざるを得ないということになるのではないのでしょうかね。余り先の心配はしておりません。

○6番 荒井英世議員 今日では中期事業実施計画、それから予算編成についてもお聞きするはずだったのですけれども、ちょっと申しわけありません。これ次回にまた入れたいと思います。ありがとうございました。

○青木秀夫議長 では、落合健康介護課長。

[落合 均健康介護課長登壇]

○落合 均健康介護課長 済みません。先ほどの数字のご質問いただいた関係で、答弁のほうが遅れました。それと訂正のほうをお願いします。

まず1点目が、平成28年度決算での国保税の資産割の額でございますが、8,165万8,000円でございます。8,165万8,000円でございます。よろしいでしょうか。

○6番 荒井英世議員 はい。

○落合 均健康介護課長 では、次に県全体の納付金の額でございますが、先ほど私申し上げた額が、これは県のほうから公表されているものなのですが、一般の被保険者の方の分しか入っておりませんで、プラス実際は退職者医療のほうに加入いただいている方の分も合算ということになりますので、合計いたしますと587億7,823万6,365円となります。

もう一つ、最後に県全体の保険給付費でございますが、1,420億9,220万7,303円でございます。1,420億9,220万7,303円ということでございました。よろしくをお願いします。

○青木秀夫議長 以上で荒井英世議員の一般質問が終了しました。

ここで暫時休憩いたします。

14時45分より再開いたします。

休 憩 (午後 2時33分)

再 開 (午後 2時45分)

○青木秀夫議長 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

通告5番、今村好市議員。

なお、質問の時間は60分です。

[7番 今村好市議員登壇]

○7番 今村好市議員 大変お疲れのところ、一般質問を行います。

今回の質問については、私ども議会に与えられている行政の監視機能、これがどこまで踏み込んでやれるかという部分もあるのですが、よくよく考えるとなかなかこれ難しい問題がありますので、一生懸命努力をして、わかりやすく質問させていただきまますので、答弁のほうもよろしくお願ひしたいと思ひます。

まず最初に、今定例会に提案されております平成30年度の予算の概要について少し質問させていただきます。30年度の予算については65億4,500万円ということで、前年対比6億6,900万円の増ということで提案されておりますが、この6億6,900万円、約6億7,000万円の内訳をしてみると、歳入の部分で町債、いわゆる借金が6億7,600万円増えているのです。予算が増えた部分については、今回30年度予算については、借金が増えていると、町債が増えていると言っていいのかなというふうに思っております。この町債全体で10億4,000万円、これについては当然町が示した平成30年度の重点・新規事業等に重点的に充てられるのだと思うのですが、この10億4,000万円の町債については、重点事業の何の事業にどれだけいわゆる町債を発行しているのか、庁舎建設等については単年度でありませんので、2年なり、3年なり、事業完了までに5億五、六千万円の恐らく町債かなというふうに思うのですが、企画財政課長のほうから主に重点事業に充てられるこの10億4,100万円の町債の割り振りについて簡単にお問い合わせいたします。細かい数字はいいですから。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 平成30年度の当初予算に対します町債の10億4,100万円の内訳ということでございましょうか、主なもののみで申しわけございませんが、10億4,000万円のうち、庁舎関連、庁舎建設関連が4億5,030万円になります。それと広域防災の関係が2億890万円、洪水避難タワーの関係が3,060万円となっておりまして、その他生活インフラ等の整備に関する地方債というようなことでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 小嶋課長、そこに説明者席でしばらくいて。

歳入6億7,000万円なのですけれども、これは借金がイコール増えたということで理解してよろしいですか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今般の平成30年度、前年度比較でございまして、6億6,900万円、これは地方債も増えたということもございましてけれども、そのほかに町税が1億800万円弱増えています。そのほかに地方交付税が約6,000万円減額になっております。また、基金からの繰入金も7,000万円減額になっております。それを合わせて6億6,900万円の増ということになります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 差し引きで金には印がしていませんので、たまたま増額された予算といわれる借金が同じ額だったものから、町税が増えたり、交付税が減ったりというのは、差し引きの話なので、要はその部分が増えたと、その部分が増えたということは、町政の重点事業・新規事業が今年度については町債対象の事業であるから、借金をして後年度負担に回すのだよという予算の組み方でよろしいですね。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今般の平成30年度予算につきましても、やはり中心にあるものはハード事業が中心になってございます。地方債というのは、全ての事業で借り入れができるかということ、そうではございません。やはり借り入れができる範囲内の事業の中で、できる限り後年度への負担の平準化ということの基本

とし、地方債は借り入れているというようになります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 だから、新規と重点事業がいわゆる町債が借りられる事業が今回多いから、それだけ町債が増えたと、その分は後年度負担するのだよという、それはいいのですよね。いいのですよね。

○小嶋 栄企画財政課長 はい。

○7番 今村好市議員 はい。そうに言ってくればいいのだけれども、わけがわからなくなってしまうのですよ、いろいろ言われると。

次に、新規・重点事業、事前にいただいた資料については、全体で30事業かなというふうに思うのですが、総体の事業費で15億9,900万円が新規もしくは重点事業かなと、積み上げると。その新規重点事業は、全体65億四千何百万円の何%ぐらいになるのか、割り返せばわかるのですけれども。それと、重要なことは、投資的予算、平成30年度の投資的予算の中で、今回の新規・重点事業15億9,000万円、16億円ぐらいなのですけれども、その割合というのはわからないですか。全体の予算からすると微々たるものなのですけれども、投資的予算、板倉町はどれぐらい30年度は組んでいるのですか。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 ただいまその性質別経費に対する資料はございませんので、町全体の投資的経費に対する今般の新規・重点事業の割合というのがどのぐらいか、ちょっと今数字としてはお答えできませんので、後ほど資料を用意し、説明を申し上げたいと思っております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 細かい資料はいいのです。決算で例えば平成28年度の決算で投資的経費については全体予算のどれぐらいだったかという、そんなに毎年変わっていないと思うので、それもちょっとはっきりした数字はわからないですか。では、それはいいです。

今回、先ほど課長が言うように、町税が増えているのです、約1億円ぐらい。この要因というのはどんなことなのでしょう。前から私が指摘をしておいた町税については、予算と決算の乖離が非常に大きい。2億円ぐらいあるのかなと。それは2億円全部100%最初から予算に計上するという話ではなくて、私たち町民が納めた税金が大体どれぐらいあるのか、その税金の使い道はどうかというのが予算なのです。その予算の中だけでも、予算の時点は安全を見て、町税については非常に低目に抑えて予算計上しているのですよね、今まで。決算になると、それは補正財源というのはどこの市町村でも必要ですから、必要なのだと思うのですけれども、決算になると2億円ぐらい違ってしまいます。たかが19億円か17億円ぐらいで2億違うというのはおかしいのです。だから、当初の時点からきちんとやはり税については予算計上したらどうですかという話をずっとしているのですけれども、今回も調定見込み額の98%なのですよね。前年も同じ。ということなのですか、これは。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 今般の町税の計上につきましては、98%というのは徴収率の数字かなというふうに思いますけれども、前々から今村議員のほうから町税についてはしっかりした数字を、決算と比較してし

っかりした数字を上げろということでありますので、私どもそれに向けて着々と計画をしまして、今般につきましては、適正な数字を上げてあるというような考え方は持っております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 わかりました。98%の徴収率ね。では、もともとの金額について、例えば今回1億円ぐらい上がってきておりますので、それは税収が、調定が上がる見込みということではなくて、今まで例えば80%見ていたものを90%見たので、それだけ今回予算計上されたのですよと、そういう理解でよろしいですね。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 はい、そのようなお考えでいいと思います。プラス町税の伸びというのも今回あるということでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 そうしますと、今年度、30年度の決算については、今までみたいに2億円も予算と決算が差が出るようなことはないだろうと、今の時点ではそういうことで理解をしておきたいというふうに思います。

そこで、聞きたいのが、町税が今年1億円増えましたと、予算組む上において恐らく歳出を各課からある程度出てきたもの、町長の政策的な予算を入れたもの、要は歳出をどれぐらい見込むかという、恐らく毎年5億円や6億円、10億円ぐらい歳入見込みより歳出のほうが多くなってしまうのかなと、そんな中で事業整理をして、歳入に合わせた予算をつくっているというのは現状だと思うので、今回例えば1億円町税が増えましたよということになると、私の単純な考え方だと、繰入金、財政調整基金の繰入金が同じぐらいの予算規模であれば、1億円減るのだと思うのですが、今回は増えているのです。財政調整基金が8,000万円ぐらい増えているのです。全体で基金繰り入れは減っているというのは、もう目的を持った庁舎建設基金だとか、減債基金だとか、ほかの基金は減っています。ただ、何にでも使える財政調整基金は増えているのです。これは、どういうことなのですか。1億円ぐらい減るのかなと思ったら、逆に8,900万円、いわゆる9,000万円ぐらい増えているのです。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 答弁をする前に、先ほどの町税の今年度の予算の見積もり額につきまして、数字的なものを追加のお答えをしたいと思います。

今般は平成29年度の当初の調定額に対しまして、経済的な要素をマイナス5%しまして、前年度当初の調定額の95%を基本額として町税については調定を上げているというような状況でありますので、ご理解いただければと思います。

それと、今、今村議員ご指摘の町税が上がったのだから、繰入金もしくは財政調整基金が減るのではないかというようなところでございますが、私ども全体的な歳入歳出のバランスを考え、そのときのその財政需要等について検討してやっておりますので、なぜ財政調整基金が増えるのかというようなことでご質問でございますが、中身詳しく精査をしてみれば、内容、具体的なお答えができるのかとも思いますけれども、現

在のところちょっと私はそこまで中身を精査していないような状況でございますので、今のところはわからないというような状況となっております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 中身見ていると、地方交付税が減ったり、少しずつ減っている部分もあるので、最終的には数字合わせなのかなというふうには思うのですけれども、それにしてもちょっと増えているなど、基金をそんなに取り崩さなくてもいいのかなという気がしましたので、お聞きしました。

続きまして、30年度の新規・重点事業を何点かお尋ねをしていきたいというふうに思います。まず最初に、防災関連事業についてですが、念願の防災のときの町民に対する伝達システム、これについては防災ラジオということで、最新の、今の時点で最新だと思われる伝達システムを入れるということで、私は非常にこれは効果がある、もしくは使い方によっては非常にいいものかなというふうに思っておりますので、ただこれだけで全部クリアできるというふうには思っておりません。いろんなものを組み合わせる上で、これも一つの大事なことだという。もう一つは、全世帯に無償で貸与すると、入らないうちはないというのが一つの大きな事業効果かなというふうに思っております。ちょっとしたことで、では5,000円もらうかな、3,000円もらうかなと言って、普及率が50%なり、30%だったら、これは余り意味がないというふうに思いますので、その辺については非常に評価をするものかなというふうに思っております。

その防災情報の活用の仕方なのですが、当然防災時については、もういち早く使えるのは当たり前の話、しかし防災といっても、板倉の洪水の場合なんていうのは、20年に1回か30年に1回、50年に1回かわからないものなので、平常時にはその仕組みをどう行政として活用していくのか、この今の段階でこんなことに使いたい、こんなことなら使えるだろうというものがありましたら、お願いいたします。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 今のご質問ですが、この件に関しましては、前回ラジオの説明をする中で、活用の方法ということで7つぐらいの考えられるものを掲示させていただきました。特にその中でも今後やりたいなと思うのは、1つは学校の情報があるかと思っております。それと、町民に対する例えば行政区にかかわる情報であるとか、身近な情報、こちらのほうは活用したいと思っております。ただし、基本的に防災ラジオという緊急性のニュース性のものが優先されるわけなのですけれども、その辺の切り替えは緊急性のものに関しては強制起動というものがありますので、町民にラジオを配るときに、一つの使い方のマニュアルとして、例えばボリュームを通常絞っておくとか、そういうようなラジオの操作の仕方によって、その辺の緊急性の情報と、あとは先ほど言いましたような町民の有益な情報を聞き分けるような、そのような方法も今後考えていきたいと考えております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 その平常時の活用、ぜひこれはきちんと検討して、町民にきちんと説明をした上で、学校の案内であるとか、例えば行政区のいろんなお知らせ、町のお知らせもそうなのでしょうけれども、あと防犯であるとか、さまざまな情報については町民が知っておくことのほうが問題が起きないというものについては、積極的にこれ使ったらどうかなという提案です。しょっちゅう余り流し過ぎると、うるさいとか、いろいろな問題が出てきてしまうので、その辺のやり方については、今の機器、機材ですから、こちらの仕

組みそのものをきちんとしておけば、そんなことはないのかなというふうに思います。

それと、あとはグループ放送、さっき言ったように、行政区であるとか、小学校の区域であるとか、そういうものについてはデータをラジオの中に入力しておくことによって、一斉に全部流さなくても、その区域だけ流せるという利点があるわけですから、ぜひそういうものはきちんと使って、有効に活用していただきたいなというふうに思います。

それは、では公民館でやる情報を入力して発信をするのか、学校でするのか、行政区の例えばそんな簡単なものであれば区長さんのお宅でやれるのか、そういうものについても今後検討、研究をしてもらいたいなというふうに思います。これについては、ある程度独占企業で負けもしないが、設置の機械も向こうの、相手様のペースで全てやらなくてはならないというのは何となくわかるのですけれども、できるだけ早く進めていただくことのほうがいいのかなと思いますので、よろしく願いいたします。

それともう一点、洪水タワー、国道354号の脇につくるといことなのですけれども、これも平常時には何か使えないかなというように思うのですけれども、ほかの堤防のスーパー堤防方式でやる部分については、なかなかこれ使い勝手がうまくいかないのですけれども、国道沿いにつくるものですから、何か防災、災害時以外にはうまく使えないのかどうか、この辺については今後の課題なのですけれども、何かありますか、考えが。

○栗原 実町長 今のところは……

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○栗原 実町長 お知恵をかしてもらいたい。

○7番 今村好市議員 いろいろ考えているのだけれども、なかなかないので。

○根岸一仁総務課長 確かにせっかくなつくたものですから、通常何かに使えればという考え方は大変わかるのですが、今のところ思いついていないというのが現状です。実際のその上面面積も50平米、大体ですが、5掛ける10メートル程度のものなのですね。ですので、周りも通常ちょっと管理上の問題もあったりしまして、フェンスもつくったりする予定なのですけれども、今のところはちょっと思いつきません、申しわけないのですが。今後……

○7番 今村好市議員 県境につくるのだから、場合によっては看板ぐらいかなとは思っただけだけれども、何か考えておいてください。

○根岸一仁総務課長 はい、もしあれば活用のほうも考えたいと思います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 それともう一点、防災士、これはどういう役割をして、どういう専門的な知識が必要なのか。これは、何人ぐらい町として育成をして、どういう仕事をやってもらうのかというのを簡単に結構です。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 防災士の活用が今後一番ポイントになるかと思っています。通常は災害が起きたときに、そこのリーダーになってもらうということが基本的な目標です。年間13名ですか、を一応予算では通っ

ておりまして、それを数年続けるということで、100名近くの方が最終的にはついていただくとか、行政区15ありますので、行政区の中でそれらの人たちが例えば避難訓練であるとか、そういうときに役職でつくというよりも、何年か長いスパンで地域で活躍してもらいたいというふうに考えております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 何、これは役場の職員が取るのではなくて、地域の人が手を挙げて、この資格を取るといったことなのですか。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 何人が募集の中で割り振りをさせていただきました。まず、消防団員をお願いするという、それと一般の方ということで考えております。ですから、消防団員があくまでも今の考えている中では中心的になるかなと思っております。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 申しわけございません。先ほどの投資的経費の関係でございますが、平成30年度の投資的経費13億9,900万円の数字となっております。前年比5億7,000万円ですが、これも13億9,900万円が新規・重点事業でどのぐらいかということになりますと、重点事業の中身を全て分析して、分けなくてはならないということでもありますので、新規・重点事業の中の投資的経費の部分というのは、ちょっとこの場ではお答えができないということでもありますので、ご了解をいただければと思います。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 新規・重点事業を全部30事業と15億9,900万円なのだよ。その中から事務的経費という中のものを抜いたとしても、ほぼ13億9,900万円だから、新規・重点事業に充てられているという理解でよろしいですね。

○青木秀夫議長 小嶋企画財政課長。

[小嶋 栄企画財政課長登壇]

○小嶋 栄企画財政課長 数字的にはそのような考え方もできるかなということでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 防災についてもう一点お願いします。

南地区、重点的に整備をしていただいているということは非常にありがたい、ありがたいというか、ある反面、南地区については高台がないという、避難場所がないという、今までの住民の要望だったものですから、今回南小は合併になってどうなってしまうかわからないというところもあるのですけれども、南小、いわゆる島の防災ステーション、飯野のミニ防災ステーション、今回つくる防災タワー、下五箇、この4つの場所でもし夜、全部南地区の人が在宅しているときに洪水が発生したときには、全部ばらばらのみ定めるのかどうか。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 ご承知のように、下五箇地区は川田屋さんのスーパーのところからずっと長いわけですの

で、そのほかにとりあえず今現在緊急避難先みたいな高台、それは国道354号の橋の歩道部分とか、それから間違はなく土手よりも2メートルぐらい上がるわけですからとか、八間樋橋も含め、だから丸谷、小合地から樋の口あたりと、それから今度つくったところと、それなりに何とかなるのではないかと。もちろん50人の定員のところへ50人以上乗ってしまう可能性ももしかしたら、でもそれは最終手段であって、それ以前に所定の場所へ大体逃げられるような段取りを常にこれからもさらに精査をしてつくっていくということですから、今のところはそれなりの形が点在できるのかなと。今後はむしろ南地区、南地区というのは、たまたまいろんな投資が加わるということも含め、集中的にそういうことですが、同じような理由で何とかしてくれというのは、いわゆる大曲からこの細谷の前の集落も北小までなんかとても逃げていけないと。それをどういうふうに対応するかと。あとはお金と相談をしながら、もしできるようであればできるだけ早く3,000万円からそこらの防災タワー程度であれば、幾つか、北地区のこの特に前の並び、そこら辺にも必要になってくるし、要請もされるだろうというような推測はしていますが、何せお金との相談ももちろんありますから、また貴重なご意見をいただければというふうに思っております。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 ただいま避難の人数の関係でちょっと補足をさせていただきます。

今回、飯野のミニ防災ステーションを国交省に陳情に行った際に、その根拠として何人ぐらい町として収容できて、何人足りないのだということを出しましたので、その数字をお知らせしたいと思います。若干これは数字が27年の数字で申しわけないのですが、今と若干違っているのはご承知おきください。

まず、南地区の人口がその当時に約2,500人でカウントされました。そのうちの南小学校で400人収容、それと合の川防災ステーションで500人の収容という設定にしまして、そうしますと不足が1,500人となりました。この1,500人を特に飯野地区にその避難所がなかったものですから、何とか救いたいということで、飯野地区700人ということで陳情のほうはさせていただいておりますので、おおよそ800人ぐらいが残ってしまうと、これ概算で申しわけないのですが、そのような形になります。

○7番 今村好市議員 はい、わかりました。

時間もありますので、次に庁舎建設事業。今回の議会で庁舎建設については、工期が4カ月ずれますよと、庁舎の開庁がさらにそれから4カ月、来年の2月の中旬ということなのですが、どうも今回の工期の延長については、通常は自然災害であるとか、社会的な要因であるとか、さまざまな要因が変わったので工期を延長しますということとちょっと違うのかなというふうに感じているのです。これについて、行政の事務事業の執行の最高責任者だと思うのですが、副町長の考え方について、これはしょうがないからしょうがないのだよねという話にはなかなかならないと思うので、考え方もしくは何かあって4カ月延びるのか、その辺明確にお願いいたします。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 ただいまのご質問につきましては、これまで企画財政課長からもお答えをさせていただいているところですが、開発の協議関係での所要時間、それからそのほかには今年の台風、2つの台風のとか、長雨もあった。そういった面での遅れ、そういったものがやはり一番の要因であったかなとい

うふうに考えております。これは、工程会議を定期的にやる中で、町としては今年内の移転完了ということで、管理業務を委託している設計業者、それから施工業者等々工程の打ち合わせを重ねてきている中で、どうしてもいわゆる施工業者の積算、算定する工期が我々の当初見込んだ標準工期よりも長引いてしまうということで、その辺の調整をしてきました。

一番問題なのは、建築工事と並行して造成の2期工事、あと一部外構工事がかかるという中で、その辺もあわせて今年内の移転完了ということで何とか調整を重ねてきたわけでありますけれども、やはり工事の錯綜と申しますか、そういった面も考慮しなくてはならないと、それからやはり工事完了後の開発の検査、それから建築工事の検査、この2つの検査を県の建築課から受けなくてはならないということもございまして、その辺でなかなかこの町側の要望なりを建築課とも折衝してきた経過がありますけれども、なかなか県のほうとすると状況を理解していただけなかったというか、そういったところもありまして、今回はそういった部分の所要期間も、それ以上遅れがないようにということで、工程を考えた結果が企画財政課長から答弁したようなことになってきている状況でございます。

以上です。

○7番 今村好市議員 わけのわからない話だった。町長、どうだい。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 実態の交渉は私も率直に言っただけでもいまいちということから、そういったことであれば管理監督の責任はあるのではないかと、この間大衆の面前で担当課長をどなりつけた経緯もありますが、そんな状況であります。遅れるということは約束が果たせないということで、初めの約束がどっちかといえば、俺なんかなら13カ月かかるところを15カ月ぐらいにしておいて、おかげさまで順調だから14になり、13になるよというような手法を使えるのなら使うのですけれども、何せ60年に1回のことであるからやむを得ないのかなとも思いつつ、お金を払う立場で、名誉が毀損されるみたいなところもあるわけですから、しっかりと話をしなさいということも含め、近いうち建設委員会を開く予定になっております。植栽とか、外構の関係で。そのときにも話としては、今日さっき承ったのですが、設計屋も一応来るといようなことも含めて、どういう理由を言うか、あるいは私どもには責任がありませんとか、どういうふうに言うかわかりませんが、そんなところも今現在指示をしているところでありまして、とりあえず約束が遅れるということは弁解のしようがないということで、確かに前の指摘のとおり、これが営業物であれば、逆に対価をどんどん請求するようなものでもあります。どんなところへ落ちつくのか、交渉も私が一々行って交渉するというのもいかなものかということで、今までの経緯も承知しているわけですから、事務方に任せておるところであります。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 いつの時点かわからないのですけれども、中里副町長も、栗原町長もですが、賀詞交歓会だとか……

[何事か言う人あり]

○7番 今村好市議員 うん。公の席で役場庁舎については、今年中に新しい庁舎で業務ができるでしょうと、できますよという話を再三にわたって言っているわけです。ここに来て、今年中どころか、2月の中旬

になってしまいますよという話は、やはりその辺の内部調整というのがどうなっているのか、ちょっとやはり不自然だなどというふうには思わざるを得ないのです。

さっき言ったとおり、ではこれが例えば民間の4,000平米のいわゆる商業施設だとすれば、ある店舗の責任者をやっていた人に聞いてみますと、約2,000平米の店舗で1カ月に1億円から1億5,000万円、4,000平米の店舗であれば、どんなことをしても収益として2億円ぐらいは上がるのではないかと、これは行政と民間で違うといえば違うのですけれども、4カ月遅れることによって、民間では8億円ぐらいの収益が減ってしまうと、収益というか、売り上げが減ってしまうという結果もあり得る。また、一世一代の母屋を建てるというときに、一般の家庭で比較をすると、例えば仮住まい、アパートに4カ月余分に入らなくてはならないということになれば、家族で入っていれば、最低でも1カ月10万円かかる話ですから、40万円ぐらい余分にかかってしまう。そういうことを考えると、さっきその事務的な開発の手続とか、台風が2回あったとか、ないとかというその専門的な設計なり、管理を委託する設計者が施工監理しているわけですから、その人たちが見込んだものが全然4カ月もずれてしまうというのは、これはやはり多少責任もとってもらわないと話にならないです。中里副町長、どうですか。では行政だから4カ月遅れても何の影響もないという見解なのですか。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

確かに影響がないとは申しません。そういったことで、既に設計業者にはこの遅れに対してどういう対応をしてくれるか、これについては伝えてあります。まだ返事はもらえておりませんが、議員がおっしゃるような民間の場合のケースとか、もろもろそういったものも含めて話をさせていただいております。そういったことで、近いうちの建設委員会に業者も出席するということになりますので、それまでには何らかの回答なりがいただけるのかなというふうに思っております。

そういったことで、ここまで来てしまったわけですから、これを挽回ができるかどうか。いずれにしても施工業者には頑張って仕事を進めてもらうようには町からもお願いしておりますので、そういったことで幾分かでも工期の短縮が図れればというふうにも考えております。そういったことで、決して現庁舎があるから延びてもいいというふうな考えは持っておりませんので、ご理解いただきたいと思っております。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 建設委員会には、やはりその辺のところはもっと明確に、町で例えば開発行為が今こういうことで手続をしておったのですけれども、こういう理由で遅れてしまって、着工が2.5カ月遅れましたよという部分と施工上の問題で、今度は業者が1.5カ月増えないとできませんよという、その部分についてはやはり明確に建設委員会に話をして、了解もらってもらわないと、「まあしようがないや、延びちゃったんだから」と言うだけでは、やはりこれだけの大事業を、町としては本当に最重点事業でやっているわけですから、それが開庁がまた4カ月もずれるという話は、どうもやはりこれすっきりしない。できるだけそういうことも含めて開庁時期を早めるような努力をここへ来てはしてもらわないと困るというふうに思いますので、その辺については要望しておきます。

時間の関係もあるので、簡単にいきたいと思っております。板倉ニュータウンの中なのですから、今回の重

点事業の中に、産業だとか、商業地の重点推進をしますよというのはあるのだけれども、肝心の住宅についてはどこ見てもないのですけれども、これやらないのですか、もう。県に任せてしまうのですか。簡単でいいよ。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 それは書きはぐったのかどうかかわからないですけれども、もちろん、むしろ今はいつも言っているように、企業用地についてはそこそこの見通しがある程度なっているので、問題は住宅のいわゆる販売等を含めてということで、この間企業局もこちらへ呼んで、そんな話し合いもしておりますし、むしろこれからそれをやっていかなければ充実はないですから、書き方の問題だけれども、決してそういうことでは全くないということで、現場へも新しく今度は橋本課長補佐か、彼にもちゃんとそういったことも言っていますし、既にそういう意味ではデベロッパー回りとか、住宅メーカー回りも開始せよというようなことでありますので、それはだから既設、今までやってきた事業の中で、できるものは精いっぱい取り組むというような表現になっているのかどうかわかりません。

○7番 今村好市議員 はい、わかりました。

○栗原 実町長 そういうことです。決してそんな売る気がないなんてことは全く。

○7番 今村好市議員 はい、わかりました。いいです。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 次に、道路整備事業は、私は前から言っているのですけれども、陳情要望道路については、栗原町政になってある程度具体的に進んできたと、もう二、三年前から町の道路整備計画をしっかりとつくるべきだと、特に幹線道路の整備計画については、5カ年なり、10カ年の計画をつくって、計画的に道路整備を進めるべきというふうな提案を何回かしておるのですけれども、どうもその辺が見えてこない。たまたま公園通り線、1-9号線、八間樋橋も交付金事業終わりましたので、では次にちゃんとした幹線道路はどこを組み合わせのだと言っても、見えないのです。やはり道路整備計画というのは、どんな小さな市町村でもきちんとつくっておくべきかなと。それはやはり議会承認をしておくということになれば、それが合併しようが何しようが継続的にその町の町民が認めた計画ですよと、それは合併しようが何しようが進めるべきですよというもののなのですよ、計画というのは。だから、それはこれは大事なことだと思うのです。それを何回か言っておるのですけれども、今年、今年度中ぐらいにはちゃんとどうですか、検討してつくったらどうでしょうか、都市建設課長。

○青木秀夫議長 高瀬都市建設課長。

[高瀬利之都市建設課長登壇]

○高瀬利之都市建設課長 道路の整備計画ということでございますけれども、これにつきましては、議員のほうから何回か今までもお話をいただいております。担当なりに一応整理はしておりますけれども、まず道路の区分といたしまして、生活圈道路の整備、これは陳情路線が中心になると思います。それから、幹線道路の整備ということで、これは集落と集落を結ぶ幹線的な道路、それから主要幹線道路ということで、これについては都市計画道路というようなまず道路の区分ができるのかなというふうに思っています。

その中で、道路の路線の選定をしていくに当たって、どんな形でそれを選定していったらいいのかということで、まず生活圈道路については陳情路線が中心になっていくということになるかと思えます。幹線道路の整備、これは集落と集落を結ぶような道路につきまして、これは例えば交通量調査をしたり、そういった調査のもとに検討委員会というような形で、これは策定をしていくということになるかというふうに考えております。それとあわせて、主要幹線ということで都市計画道路、これについてもきちんとした交通量調査等をして、その下地というのですか、そういうものをきちんと根拠をつくった上での計画ということになると思いますので、すぐのすぐに整備計画をつくるというような形はちょっと難しいのかなというふうに思っています、今のところ陳情も非常に今年ももう既に今年度ですか、4路線上がってしまっていて、どうしてももう陳情路線を本当に中心的にやっけていかないと、まただんだん積み上がっていくというような状況もある中で、今の現状がありますので、ちょっとなかなかすぐに今どうこうできるというような状態ではないのかなというふうに考えています。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 それは言えばもういろいろあるのだけれども、とりあえず取り組む姿勢をきちんと持ってもらいたいなというふうに思うので、できれば今年度中にはそういうものを少しでもいいからスタートさせてもらえればと思います。

それと、今、新聞紙上等で国が新法案をつくって、いわゆる未相続だとか、未登記のもの、こういうものについては来年の夏ぐらいに何か行政がやりよくなるような法律をつくるか、つくらないかという情報があるのですが、板倉町においても未相続等で登記をされていない道路用地がいっぱいあるのです。それも含めてその辺の資料については、今日は時間がありませんので、後でいただきますので、お願いいたします。

それと、もう一つは、重点事業の中で小学校の再編についてはもう具体的に進んでいるというように理解しておりますが、今年度あたりから南小なり、北小の利活用の検討を始めたらどうかなというのを1つ提案しておきます。これは、合併をしようがしまいが、その地域の一応小学校というのはシンボリックな位置にありますので、幼稚園、保育園の統合とまた違いますから、敷地も広いし、建物もしっかりしていますから、どういうふうに行政が使うのか、行政が使わないのだったら、民間がどういうふうな使い方ができるのか、その辺ももう合併、その統廃合と一緒に立ち上げて検討していく時期かなというふうに思っていますので、この辺についてもお願いしておきたいなと思います。

次に、固定資産税の課税のミス、これについてちょっとお聞きいたします。税金については、当然行政が、地方自治体が行政サービスをする上で必要な財源でありますので、町については一定の税だとか、分担金、負担金、使用料等については、町民から法的な根拠を持って徴収をしております。所得税については、私が考えるに、申告期間がありまして、所得税については申告をして税金が決定をされ、納付書が出てくるというのは仕組みかなと。今回ミスが発見されたのは、固定資産税、固定資産税の課税の仕組みについては、一般の納税者についてはよくわからないところがいっぱいあるのかなというふうに思っています。例えば評価替えが3年に1回だとかあるのでしょうかけれども、評価をして、その評価に基づいて税率を掛けて課税をすることが一つの固定資産税のルールかなと思うのです。

では、評価をされているのは誰かということ、役場が、町が、税務担当が評価をしているわけです。納税者に知らせるのは、その1年間にお宅はこういう土地、こういう建物があって、こういう評価をしまして、幾

ら税金が年間かかりますよとお知らせが来ます。ただ、その評価が正しいのかどうかというのはわからない。今回の課税ミスについては、いわゆる固定資産の特例を国は出しているわけです。宅地として一体化されている土地については軽減しましょうよというのがあるのだと思うのですけれども、特例なのです。だから、特例だから余計納税者はわからない。この間、私のうちにもちよっとした課税ミスで多くもらっていますよと、たかが10年間で7,000円ですから、1年間700円だと思うのですけれども、全く気がつかない。そういう状況であります。過去10年間に恐らく固定資産税だと思うのですよね、何回か課税ミスがあったのは。その辺はどうなのでしょう。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご質問に答弁をする前に、まずこのたび固定資産税の課税誤りにより、固定資産税及び国民健康保険税を過大または過小に徴収していたことがさきの新聞報道のとおり判明いたしました。この課税誤りによりまして、町民の皆様に対しまして、税務行政に対する信用を失墜させることとなり、町民の皆様に対して心よりおわびを申し上げたいと思います。大変申しわけございませんでした。

それでは、先ほどの質問の答弁でございます。この過去10年間ということ調査のほうをさせていただきましたが、固定資産税関係でございますけれども、大きな課税誤りとして、平成21年に死亡合算廃止に伴う固定資産税の課税誤りということで、対象件数1,405件、また平成24年に介在山林、いわゆる市街化区域内におけます山林、田、畑における無道路地の固定資産税額の更正として111件、こういったところが過去に出ている還付の誤りでございます。

○青木秀夫議長 今村議員。

○7番 今村好市議員 今回の新聞報道に出た後、多分役場の担当には問い合わせないと思うのですよ、わからないのだから。だから、わからないような仕組みになっているからチェックができないのです。私もわからない。では、議会が行政の執行に対して監視機能を持っていますよと、しっかり議員はやってくださいよと言われたってわからないです。特に課税なんていうのは、個人情報ですから出ないですよ、情報が。そういう中で、では議員がチェックをしようたってしようがない。職員がしっかりとやっていただかない限り、これは防げないのです。21年度にあったことについても、今回あったことについても、これは人為的なミスですよ、全く。見過ごしです。だから、納税者の責任ではないですよ、実際。職員の責任です。これは、自覚していますか。

○青木秀夫議長 峯崎戸籍税務課長。

[峯崎 浩戸籍税務課長登壇]

○峯崎 浩戸籍税務課長 ただいまのご指摘でございます。今回の課税ミスも含めまして、いわゆるこれまでの固定資産税の賦課の仕方ということで、データの引き継ぎというのを毎年行っているわけですが、このデータの引き継ぎにつきまして、全くもう既に間違いはないであろうという職員の思い込みから、確認もせず、過去のデータを引き継いできたという経過がございます。

今回の課税誤りにつきましても、対象となりました208人の対象の方々でございますが、調査をしましたところ、94%に当たる195の方が既に固定資産税システムを導入した平成13年の時点で誤りのままデータは入力されていたという事実が判明いたしております。こういったところを踏まえて、やはりこれまで正し

いと思われていたデータ、これが全く正しい状況ではないということが判明したというところがございますので、今回今後の対応策としまして、これは明らかに職員のチェックミスであるということも踏まえまして、各種の対策、確認作業の強化というところがございますが、とる予定であります。

また、前段でご指摘のありました制度自体がよくわからないというご指摘でございます。確かに複雑な特例制度等を導入されておまして、なかなかわかりづらいところがございます。そういったことも踏まえまして、現在課の係の職員の中で、ホームページの中の内容をより充実いたしまして、町民の方等がよりわかりやすいように、自分の場合に当てはめて、わかりやすいような仕組みのほうをつくらせていただいております。また、現地訪問に際しましても、ホームページごらんになられない方等もいらっしゃいますので、チラシ、わかりやすい計算の仕方、そういったものを配布しまして、ご説明のほうをするというような作業にも着手をいたしております。こういったところ、これまでの職員の不備なところがあるというところに鑑みまして、対策としてやっていければということで、現在進めているところがございます。

以上です。

○7番 今村好市議員 ぜひきちんとお願いいたします。

国保については荒井議員がやりましたので、省略いたします。

都市間移動の新交通システム、これは県の事業として、県が何か1,000万円調査費をつけて今年度進めるということなので、板倉についても非常にこれは関連があります。いわゆる広域幹線道路、高崎から板倉までの国道354号、従来広域幹線道路と言ったのですけれども、そこに新交通システム、いわゆるバスを利用した新交通システムを入れようということで、現在県については調査費をつけて検討に入のですが、今日、亀井議員さんが、県議の公明党の議員さんが一般質問したのだそうですが、この仕組みの中に板倉抜けているのですよね、どういうわけか。ぜひこれは今後やはり交通弱者もしくは高齢者が増えてきて、免許を返納するという人が増えてくる中で、都市間交通というのは非常に大事なことでありますので、この間の新聞にも免許を返納した人が公共交通を使ったのは1割しか使っていないよというのは、公共交通の仕組みがきちんととされていない部分があるから使えないのですよ、家族の送り迎えとか。ぜひこれは今、調査費の段階で調査始めるのですから、板倉東洋大前駅から高崎の東口、この間をこの新都市の、新しい都市の交通システムをぜひ導入してもらうように、どっちが起点になるかわかりませんが、板倉については合併がどうなるかが、この地域の人たちの利便性を考えると必要であるというふうに思いますので、ぜひこれは政治力も含めて積極的に進めてもらいたい。広域幹線道路推進協議会というのは解散になってしまったのですか、副町長。

○青木秀夫議長 中里副町長。

[中里重義副町長登壇]

○中里重義副町長 お答えいたします。

東毛広域幹線道路建設促進連絡協議会、これはまだ存続をいたしております。そういったことで、これまで建設促進ということで関係先へ要望してきておりますけれども、今後もまだ整備を板倉バイパス等については、整備が必要な区間でありますので、完了するまでは存続するものということで理解をいたしておりますので、こういった機会も使って働きかけができれば、そのようにしていきたいと。

それとあわせて、交通政策課のほうにも早速いろいろ照会をするなり、板倉町としての考えも伝えていきたいというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

○7番 今村好市議員 最後、議長、一言。

○青木秀夫議長 時間が過ぎていきますので、では最後ね。

○7番 今村好市議員 はい、わかっています。板倉ニュータウン、群馬県企業局がやっておりますので、当然その公共交通が便利になれば、板倉ニュータウンにやはり住む人も増えてくるということもありますので、ぜひこれは県の政策なのですけれども、町も一体としてこれが実現できるように東毛広域幹線道路促進協議会もうまく使って、ぜひ推進してもらいたいという要望して質問を終わります。

以上です。

○青木秀夫議長 根岸総務課長。

[根岸一仁総務課長登壇]

○根岸一仁総務課長 申しわけありません。追加説明させていただきたいと思います。

先ほど防災士の関係で、人数関係なのですけれども、防災士になるには、講座に出て、終わった方が登録をして初めて防災士というのが一般的なのですが、消防団の分団長以上については、講習は免除されます。特例資格というのですけれども、登録だけすればいいという形になっています。ですので、今回予算に上げたのは、登録者が消防団員が13名、それと行政区の関係で10名と職員を入れて12名ということで25名ということになります。申しわけありませんでした。

○7番 今村好市議員 どうもありがとうございました。

○青木秀夫議長 栗原町長。

[栗原 実町長登壇]

○栗原 実町長 今の公明党さんの資料ということで、私どもまだ今まで気がつかなかったのだけれども、当町にも県会議員もいるし、なぜその県会議員さんがいるのに、そんな板倉の名前が載っていないのかも含め、最も直接関与する川野辺議員とも状況を分析しながら、総合力で戦っているということでもあります。

○7番 今村好市議員 ありがとうございます。

○青木秀夫議長 以上で今村好市議員の一般質問が終了しました。

○議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）について

議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について

議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○青木秀夫議長 日程第2、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）についてから、日程第5、議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）についてまでの4議案を一括議題といたします。この4議案は予算決算常任委員会に付託されておりますので、委員長より審査の経過及び結果の報告を求めます。

小森谷予算決算常任委員長。

[小森谷幸雄予算決算常任委員長登壇]

○小森谷幸雄予算決算常任委員長 それでは、補正予算審査結果についてご報告申し上げます。

予算決算常任委員会に付託されました案件につきまして、審査の経過及び結果を報告いたします。

本委員会に付託されました補正予算関係4議案について、昨日の本会議終了後に審査を行いました。

審査の内容につきまして申し上げますと、各会計の担当課長から説明を受け、質疑応答を重ね、慎重なる審査を行いました。細部につきましては、各議員十分にご承知のことと思いますので、省かせていただきます。

続いて、審査結果について申し上げます。

初めに、議案第27号 平成29年度板倉町一般会計補正予算（第5号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第28号 平成29年度板倉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第29号 平成29年度板倉町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第30号 平成29年度板倉町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、ご報告申し上げます。

○青木秀夫議長 委員長による報告が終わりました。

これより4議案について委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 質疑を終結いたします。

これより議案第27号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第27号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第27号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第28号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第28号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第28号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第29号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第29号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第29号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号について討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○青木秀夫議長 討論を終結いたします。

これより議案第30号について採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。委員長の報告のとおり決することに賛成の方は挙手願います。

〔挙手全員〕

○青木秀夫議長 挙手全員であります。

よって、議案第30号は委員長報告のとおり可決されました。

○散会の宣告

○青木秀夫議長 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

明日8日は総務文教福祉常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行い、9日は産業建設生活常任委員会を開催し、付託案件審査及び所管事務調査を行います。

休日を挟んで12から16日までに4日間、予算決算常任委員会を開催し、新年度予算関係議案について審査の上、委員会採決をいたします。

本会議最終日の20日は、新年度予算関係議案について、予算決算常任委員長による審査結果報告の後、議案ごとに審議決定いたします。

また、委員会付託陳情案件の審議決定、閉会中の継続調査及び審査について決定する予定となっています。

本日はこれをもって散会いたします。

散 会 （午後 3時57分）